

# 兵庫県公報

平成26年3月31日 月曜日 第14号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

訓令	ページ
決裁規程等の一部を改正する訓令(人事課).....	1
行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令(同).....	79
告示	
行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程(人事課).....	88

## 訓令

### 兵庫県訓令第1号

本 庁  
地 方 機 関

決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 決裁規程等の一部を改正する訓令

(決裁規程の一部改正)

第1条 決裁規程(昭和42年兵庫県訓令甲第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及びビジョン局長」を「、ビジョン局長、県民生活局長、科学情報局長及び観光監」に、「主幹又は係長」を「班長又は主幹」に改め、同条第2号中「主幹又は係長」を「班長又は主幹」に改め、同条第3号中「、観光監」を削り、「、副課長、主幹、課長補佐又は係長」を「又は副課長」に改め、同条第4号中「主幹、課長補佐又は係長」を「班長又は主幹」に改める。

第6条第2項第7号中「、観光監」を削る。

第7条第2項第1号中「及びビジョン局長」を「、ビジョン局長、県民生活局長、科学情報局長及び観光監」に改める。

第9条第2項第4号中「係」を「班」に改め、同条第3項中「健康福祉部社会福祉局総務課長、産業労働部政策労働局総務課長」を「健康福祉部社会福祉局社会福祉課長、産業労働部政策労働局産業政策課長」に改める。

第10条の見出しを「(班長等専決事項)」に改め、同条中「主幹又は係長」を「班長又は主幹」に改める。

第13条中「、観光監」及び「(国際局長にあっては、観光交流課及び観光振興課に関する事務を除く。)」を削る。

第16条第1項中「主幹、課長補佐又は係長」を「班長又は主幹」に改める。

第17条第2項中「、観光監」及び「(国際局長にあっては、観光交流課及び観光振興課に関する事務を除く。)」を削る。

第22条の見出し中「主幹等専決事項」を「班長等専決事項」に改め、同条中「主幹又は係長」を「班長又は主幹」に改める。

附則第4項中「、情報企画課及び大学課」を「及び芸術文化課」に改める。

別表第1企画県民部の部広報課の項の次に次のように加える。

芸術文  
化課

兵庫県文化賞、兵庫県科学  
賞、兵庫県スポーツ賞及び兵庫

	県社会賞の受賞者の選考委員 会の委員を委嘱すること。	
--	-------------------------------	--

別表第1 企画県民部の部情報企画課の項及び大学課の項を削り、同部広域行政課の項中「広域行政課」を「政策調整課」に改め、同部エネルギー対策課の次に次のように加える。

文書課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。)第4条の規定に基づき、公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人を認定すること。</li> <li>2 公益法人認定法第29条第1項又は第2項の規定に基づき、公益法人の認定を取り消すこと。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公印規程(昭和37年兵庫県訓令甲第18号)第3条第1項の規定に基づき、専用公印及び特殊の公印を置くことを承認すること。</li> <li>2 公益法人認定法第11条第1項の規定に基づき、公益法人の主たる事務所の所在場所等の変更を認定すること。</li> <li>3 公益法人認定法第25条第1項の規定に基づき、公益法人の合併による地位の承継を認可すること。</li> <li>4 公益法人認定法第28条第1項の規定に基づき、公益法人に対し、必要な措置を勧告すること。</li> <li>5 公益法人認定法第28条第3項の規定に基づき、公益法人に対し、必要な措置を命ずること。</li> <li>6 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「法人整備法」という。)第44条又は第45条の規定に基づき、公益法人への移行を認定し、又は一般社団法人若しくは一般財団法人への移行を認可すること。</li> <li>7 法人整備法第95条又は第96条第2項の規定に基づき、特例民法法人の基本財産の処分及び解散若しくは残余財産の処分を許可し、又は解散を命ずること。</li> <li>8 法人整備法第125条第1項又は第129条第2項若しくは第131条第1項の規定に基づ</li> </ol>
-----	---	---

		<p>き、移行法人の公益目的支出計画の変更を認可し、又は移行法人に対し、必要な措置を命じ、若しくは認可申請法人の認可を取り消すこと。</p> <p>9 公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第2条第1項の規定に基づき、公益信託を許可すること。</p> <p>10 公益信託ニ関スル法律第6条の規定に基づき、公益信託の併合又は分割を許可すること。</p> <p>11 公益信託ニ関スル法律第7条の規定に基づき、受託者の辞任を許可すること。</p> <p>12 公益信託ニ関スル法律第8条の規定に基づき、受託者を解任すること。</p> <p>13 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号。以下「信託整備法」という。)第2条の規定に基づき、受託者の辞任若しくは信託財産の取得を許可し、又は受託者を解任すること。</p> <p>14 信託整備法第6条第1項の規定に基づき、信託の変更を命ずること。</p> <p>15 県が当事者である訴訟事件について、訴訟代理人を弁護士に委嘱すること。</p> <p>16 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第14条第1項の規定に基づき、宗教法人の規則を認証すること。</p> <p>17 宗教法人法第81条第1項の規定に基づき、裁判所に宗教法人の解散の命令を請求すること。</p>
--	--	---

別表第1 企画県民部の部県民生活課の項の次に次のように加える。

消費生活課	消費者の利益の擁護及び増進並びに科学的生活の推進(以下「消費生活の推進等」という。)に関する	1 消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号。以下「生協法」という。)第53条の5の規定に基づき、組合に共済
-------	--	--

る総合的な施策を決定すること。

契約の解約に係る業務の停止その他必要な措置を命ずること。

2 生協法第58条の規定に基づき、組合の設立を認可すること。

3 生協法第62条第2項の規定に基づき、組合の解散を認可すること。

4 生協法第63条第3項において準用する生協法第58条の規定に基づき、解散組合の継続を認可すること。

5 生協法第69条第1項の規定に基づき、組合の合併を認可すること。

6 生協法第94条の2第1項の規定に基づき、組合に定款若しくは規約に定めた事項の変更又は業務執行の方法の変更を命ずること。

7 生協法第94条の2第2項の規定に基づき、組合に改善計画の変更を命じ、又は組合の業務の停止を命じ、若しくは財産の供託を命じ、若しくは財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他必要なことを命ずること。

8 生協法第94条の2第4項の規定に基づき、共済事業規約の認可を取り消すこと。

9 生協法第94条の2第5項の規定に基づき、組合の業務の全部若しくは一部の停止若しくは役員解任を命じ、又は共済事業規約若しくは貸付事業規約の認可を取り消すこと。

10 生協法第95条第2項の規定に基づき、組合に役員解任を命じ、又は組合の事業の停止を命ずること。

11 生協法第95条第3項の規定に基づき、組合の解散を命ずること。

12 生協法第96条第1項の規定に基づき、組合の総会の議

			<p>決又は選挙若しくは当選を取り消すこと。</p> <p>13 消費者安全法(平成21年法律第50号)第10条第3項の規定に基づき、消費生活センターの名称、住所等を公示すること。</p> <p>14 消費生活の推進等に関する計画を決定すること。</p> <p>15 物価問題の企画及び調整をすること。</p> <p>16 消費生活条例(昭和49年兵庫県条例第52号)第9条第1項の規定に基づき、商品又は役務の基準を定めること。</p> <p>17 消費生活条例第11条第1項の規定に基づき、不当取引行為を指定すること。</p> <p>18 消費生活条例第21条の規定に基づき、消費者訴訟の援助を行うこと。</p> <p>19 消費生活条例第22条第2項の規定に基づき、貸付金の返還を免除すること。</p> <p>20 消費生活条例第28条第4号の規定に基づき、調査を正当な理由なく拒んだ旨を公表すること。</p>
--	--	--	---

別表第1 企画県民部の部芸術文化課の項を次のように改める。

情報企画課		<p>1 電子計算組織の運営計画を決定すること。</p> <p>2 電子計算組織の適用業務を決定すること。</p>	
-------	--	---	--

別表第1 企画県民部の部財政課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

12 県が保有する債権の放棄に関する条例第4条の規定に基づき、県が保有する債権を放棄した旨を議会に報告すること。

別表第1 企画県民部の部市町振興課の項局長専決事項の欄44中「地方独立行政法人法」の右に「(平成15年法律第118号)」を加え、同部人事課の項部長専決事項の欄4中「及び県民局長」を「、県民局長及び県民センター長」に改め、同部職員課の項局長専決事項の欄3中「職員住宅管理規則(昭和37年兵庫県規則第56号)第7条第1項の規定に基づき、職員住宅」を「職員公舎」に改め、同部管財課の項局長専決事項の欄12中「県民局」の右に「(県民センターを含む。以下同じ。)」を加え、同部文書課の項を削り、同部教育課の項中「教育課」を「私学教育課」に改め、同項の次に次のように加える。

大学課	1 地方独立行政法人法第14条の規定に基づき、公立大学法人兵庫県立	1 地方独立行政法人法第22条第1項の規定に基づき、法人の業務方法書の認可又	
-----	-----------------------------------	--	--

大学(以下この項において「法人」という。)の理事長及び監事を任命すること。

2 地方独立行政法人法第17条の規定により法人の理事長及び監事を解任すること。

3 地方独立行政法人法第55条の規定に基づき、法人の理事長の営利企業等への従事を承認すること。

は変更の認可をすること。

2 地方独立行政法人法第26条第1項の規定に基づき、法人の中期計画の認可又は変更の認可をすること。

3 地方独立行政法人法第26条第4項の規定に基づき、法人に対し中期計画の変更を命ずること。

4 地方独立行政法人法第34条第1項の規定に基づき、法人の財務諸表を承認すること。

5 地方独立行政法人法第36条の規定に基づき、会計監査人を選任すること。

6 地方独立行政法人法第39条の規定に基づき、会計監査人を解任すること。

7 地方独立行政法人法第40条第3項の規定に基づき、法人の残余の額の剰余金の使途への充当を承認すること。

8 地方独立行政法人法第40条第4項の規定に基づき、法人の積立金の処分を承認すること。

9 地方独立行政法人法第41条第1項の規定に基づき、法人の認可中期計画に定める限度額を超える短期借入金の借入れを認可すること。

10 地方独立行政法人法第41条第2項の規定に基づき、法人の短期借入金の借換えを認可すること。

11 地方独立行政法人法第121条第1項の規定に基づき、法人の業務並びに資産及び債務の状況に関し、報告を徴し、又は立入検査をさせること。

12 地方独立行政法人法第122条第1項の規定に基づき、法人に対し、必要な措置を命ずること。

別表第1 健康福祉部の部総務課の項から医療保険課の項までを次のように改める。

<p>社会福祉課</p>	<p>1 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第4項の規定に基づき、社会福祉法人の解散を命ずること。</p> <p>2 社会福祉法第121条の規定に基づき、共同募金会の解散を命ずること。</p>	<p>感染症診査協議会及び麻薬中毒審査会の委員を任免すること。</p>	<p>1 社会福祉法第14条第8項の規定に基づき、福祉に関する事務所の設置又は廃止に関する協議に応ずること。</p> <p>2 社会福祉法第31条第1項の規定に基づき、社会福祉法人の設立を認可すること。</p> <p>3 社会福祉法第46条第2項の規定に基づき、社会福祉法人の解散を認可し、又は認定すること。</p> <p>4 社会福祉法第49条第2項の規定に基づき、社会福祉法人の合併を認可すること。</p> <p>5 社会福祉法第56条第2項の規定に基づき、社会福祉法人（主たる事務所が県民局の所管区域内にある法人（母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、障害児入所施設若しくは児童発達支援センター又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）若しくは生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する事業を営む法人に限る。）であって事業を行う区域が当該県民局の所管区域を越えないものを除く。）に対し、必要な措置をとるべき旨を命ずること。</p> <p>6 社会福祉法第56条第3項の規定に基づき、社会福祉法人に対し、業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員解職を勧告すること。</p> <p>7 社会福祉法第57条の規定に基づき、公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人に対し、その事業の停止を命ずること。</p> <p>8 社会福祉法第62条第2項</p>
--------------	---	-------------------------------------	---

			<p>の規定に基づき、社会福祉施設の設置を許可すること。</p> <p>9 社会福祉法第67条第2項の規定に基づき、施設を必要としない第1種社会福祉事業の経営を許可すること。</p> <p>10 社会福祉法第72条の規定に基づき、社会福祉事業(手話通訳事業を除く。)の経営の制限若しくは停止を命じ、又は許可を取り消すこと。</p> <p>11 法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例(平成24年兵庫県条例第4号)第2条の2の規定に基づき、民生委員の定数を定めること。</p> <p>12 民生委員法(昭和23年法律第198号)第5条第1項の規定に基づき、民生委員を厚生労働大臣に推薦すること。</p> <p>13 民生委員法第7条第1項の規定に基づき、民生委員の再推薦を民生委員推薦委員会に命ずること。</p> <p>14 民生委員法第7条第2項の規定に基づき、民生委員として適当と認める者を厚生労働大臣に推薦すること。</p> <p>15 民生委員法第11条第1項の規定に基づき、民生委員の解嘱を厚生労働大臣に具申すること。</p>
<p>生活支援課</p>			<p>1 生活保護法第41条第2項の規定に基づき、社会福祉法人又は日本赤十字社の保護施設の設置を認可すること。</p> <p>2 生活保護法第45条第1項の規定に基づき、市町の保護施設の設備若しくは運営の改善、その事業の停止又はその保護施設の廃止を命ずること。</p> <p>3 生活保護法第45条第2項の規定に基づき、社会福祉法人又は日本赤十字社の保護施設の事業の停止を命じ、又は施設の設置の認可を取り</p>



			消すこと。
医療保険課	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第108条第4項の規定に基づき、組合又は連合会の解散を命ずること。		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民健康保険法第17条第1項の規定に基づき、組合の設立を認可すること。</li> <li>2 国民健康保険法第32条第2項の規定に基づき、組合の解散を認可すること。</li> <li>3 国民健康保険法第86条において準用する同法第27条第2項及び第32条第2項の規定に基づき、連合会の議決事項及びその解散を認可すること。</li> <li>4 国民健康保険法第108条第1項の規定に基づき、組合又は連合会に必要な措置を命ずること。</li> <li>5 国民健康保険法第108条第2項又は第3項の規定に基づき、組合又は連合会の役員の一部又は全部の改任を命じ、又はその命令に係る役員を改任すること。</li> </ol>
介護保険課			<ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護保険法(平成9年法律第123号)第92条第1項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。</li> <li>2 介護保険法第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可すること。</li> <li>3 介護保険法第98条第1項第4号の規定に基づき、介護老人保健施設に関する広告を許可すること。</li> <li>4 介護保険法第103条第3項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設者に業務の停止を命ずること。</li> <li>5 介護保険法第104条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設の許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部又は一部の効力</li> </ol>

を停止すること。

- 6 介護保険法第115条の34第3項の規定に基づき、介護サービス事業者に対し、同条第1項の勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 7 介護保険法第115条の35第4項の規定に基づき、介護サービス事業者に対し、介護情報サービス情報の報告を行い、報告の内容を是正し、又は調査を受けることを命ずること。
- 8 介護保険法第115条の35第6項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設の指定若しくは介護老人保健施設の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止すること。
- 9 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなお効力を有することとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法(10及び11において「旧介護保険法」という。)第115条の34第3項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の開設者に対し、同条第1項の勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 10 旧介護保険法第115条の35第4項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の開設者に対し、介護情報サービス情報の報告を行い、報告の内容を是正し、又は調査を受けることを命ずること。
- 11 旧介護保険法第115条の35第6項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定を取り消し、又は期間を定め

			<p>てその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。</p> <p>12 老人福祉法第15条第4項の規定に基づき、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置を認可すること。</p> <p>13 老人福祉法第16条第3項の規定に基づき、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止又は休止の時期を認可すること。</p> <p>14 老人福祉法第19条第1項の規定に基づき、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの事業の停止若しくは廃止を命じ、又は施設の設置の認可を取り消すこと。</p>
--	--	--	--

別表第1健康福祉部の部障害福祉課の項局長専決事項の欄15中「第33条の4第1項」を「第33条の7第1項」に改め、同欄16中「第33条の4第6項」を「第33条の7第6項」に改め、同部障害者支援課の項の次に次のように加える。

<p>こども政策課</p>	<p>次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第9条第1項の規定に基づき、都道府県行動計画を定めること。</p>		<p>1 児童福祉法第18条の8第2項の規定に基づき、保育士試験を行うこと。</p> <p>2 児童福祉法第34条の14第4項の規定に基づき、一時預かり事業の制限又は停止を命ずること。</p> <p>3 児童福祉法第34条の17第3項又は第4項の規定に基づき、必要な措置を採るべき旨を命じ、又は家庭的保育事業の制限若しくは停止を命ずること。</p> <p>4 児童福祉法第35条第4項の規定に基づき、保育所の設置を認可すること。</p> <p>5 児童福祉法第35条第7項の規定に基づき、保育所の廃止又は休止を承認すること。</p> <p>6 児童福祉法第46条第4項の規定に基づき、保育所の事業の停止を命ずること。</p> <p>7 児童福祉法第58条の規定に基づき、保育所の設置の認可を取り消すこと。</p> <p>8 児童福祉法第59条第3項の規定に基づき、同条第1項</p>
---------------	--	--	---

に規定する施設（同法第39条に規定する業務を目的とする施設に限る。9において同じ。）の設置者に対し、施設の設備若しくは運営の改善その他の勧告をすること。

9 児童福祉法第59条第5項の規定に基づき、同条第1項に規定する施設の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずること。

10 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第5条第2項の規定に基づき、指定保育士養成施設の指定の申請書を厚生労働大臣に提出すること。

11 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。)第3条第1項又は第3項の規定に基づき、認定子ども園の認定をすること。

12 就学前保育等推進法第5条第3項の規定に基づき、認定子ども園の認定の有効期間を更新すること。

13 就学前保育等推進法第10条第1項の規定に基づき、認定こども園の認定の取消しをすること。

14 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。15から17までにおいて「改正法」という。)附則第9条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設置又は廃止等の認可をすること。

15 改正法附則第9条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又は命ずること。

			<p>16 改正法附則第9条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設置の認可を取り消すこと。</p> <p>17 改正法附則第9条の規定に基づき、公私連携幼保連携型認定こども園の廃止を認可すること。</p> <p>18 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)附則第10条第5項の規定に基づき、保育緊急確保事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助を行うこと。</p> <p>19 子ども・子育て支援法附則第12条の規定に基づき、特定教育・保育施設の利用定員について市町長からの協議に応ずること。</p>
--	--	--	--

別表第1健康福祉部の部児童課の項局長専決事項の欄2中「児童福祉施設」の右に「(他課室の所掌に属するものを除く。3、5及び6において同じ。)」を加え、同欄7及び8を削り、同欄6中「に基づき、」の右に「同条第1項に規定する施設の」を加え、同欄6を同欄8とし、同欄8の前に次のように加える。

7 児童福祉法第59条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する施設(他課室の所掌に属するものを除く。8において同じ。)の設置者に対し、施設の設備若しくは運営の改善その他の勧告をすること。

別表第1健康福祉部の部児童課の項局長専決事項の欄中5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

4 児童福祉法第46条第3項の規定に基づき、児童福祉施設(児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設及び助産施設に限る。)の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又は命ずること。

別表第1健康福祉部の部児童課の項局長専決事項の欄中9及び10を削り、11を9とし、12から17までを10から15までとし、同部男女家庭課の項を次のように改める。

男女家庭課	男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項の規定に基づき、都道府県男女共同参画計画を定めること。		<p>1 児童福祉法第35条第4項の規定に基づき、児童厚生施設の設置を認可すること。</p> <p>2 児童福祉法第35条第7項の規定に基づき、児童厚生施設の廃止又は休止を承認すること。</p> <p>3 児童福祉法第46条第4項の規定に基づき、児童厚生施設の事業の停止を命ずること。</p> <p>4 児童福祉法第58条の規定に基づき、児童厚生施設の設置の認可を取り消すこと。</p> <p>5 児童福祉法第59条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する施設(同法第40</p>
-------	--	--	---

			<p>条に規定する業務を目的とする施設に限る。6において同じ。)の設置者に対し、施設の設備若しくは運営の改善その他の勧告をすること。</p> <p>6 児童福祉法第59条第5項の規定に基づき、同条第1項に規定する施設の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずること。</p>
--	--	--	--

別表第1 健康福祉部の部消費生活課の項及び生活衛生課の項を削り、同部疾病対策課の項を次のように改める。

<p>疾病対策課</p>	<p>1 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第7条第1項又は第9項の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成し、又は変更すること。</p> <p>2 新型インフルエンザ等対策特別措置法第56条第2項の規定に基づき、緊急の必要があると認める場合に埋葬又は火葬を行うこと。</p>	<p>1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第38条第2項の規定に基づき、特定市町長の実施すべき新型インフルエンザ等緊急事態措置を代行すること。</p> <p>2 新型インフルエンザ等対策特別措置法第39条第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施について、他の都道府県知事等に応援を求めること。</p> <p>3 新型インフルエンザ等対策特別措置法第42条第1項の規定に基づき、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関に職員の派遣を要請すること。</p> <p>4 新型インフルエンザ等対策特別措置法第50条の規定に基づき、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に物資又は資材の供給について措置を講ずるよう要請すること。</p>	<p>1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。)第25条第4項の規定に基づき、審査請求の特例に係る事件を厚生労働大臣に移送すること。</p> <p>2 感染症予防法第32条第1項又は第2項の規定に基づき、1類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある建物について、当該建物への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は封鎖その他当該感染症のまん延の防止のために必要な措置を講ずること。</p> <p>3 感染症予防法第33条の規定に基づき、1類感染症の患者がいる場所その他当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある場所の交通を制限し、又は遮断すること。</p> <p>4 感染症予防法第36条第3項の規定に基づき、適当な場所に建物に係る措置、交通の制限若しくは遮断を実施する旨及びその理由等を掲示すること。</p> <p>5 感染症予防法第38条第2項の規定に基づき、第1種感染症指定医療機関及び第2種感染症指定医療機関を指</p>
--------------	--	---	---

定すること。

- 6 感染症予防法第38条第8項の規定に基づき、第1種感染症指定医療機関及び第2種感染症指定医療機関の指定の辞退の届出を受理すること。
- 7 感染症予防法第38条第9項の規定に基づき、第1種感染症指定医療機関及び第2種感染症指定医療機関の指定を取り消すこと。
- 8 感染症予防法第45条第1項の規定に基づき、新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又はその保護者に対し、健康診断を受け、又は受けさせるべきことを勧告すること。
- 9 感染症予防法第45条第2項の規定に基づき、新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者について、当該職員に健康診断を行わせること。
- 10 感染症予防法第46条第1項の規定に基づき、新感染症の所見がある者又はその保護者に対し、特定感染症指定医療機関等に入院し、又は入院させることを勧告すること。
- 11 感染症予防法第46条第2項の規定に基づき、新感染症の所見がある者を特定感染症指定医療機関等に入院させること。
- 12 感染症予防法第46条第3項の規定に基づき、新感染症の所見がある者を入院している病院以外の病院であって適当と認めるものに入院させること。
- 13 感染症予防法第46条第4項の規定に基づき、新感染症の所見がある者の入院の期間を延長すること。
- 14 感染症予防法第46条第5

項の規定に基づき、新感染症の所見がある者等に、説明を行い、意見を述べる機会を与え、意見を述べるべき日時、場所及びその勧告の原因となる事実を通知すること。

15 感染症予防法第46条第7項の規定に基づき、意見聴取をした者から聴取書を受理すること。

16 感染症予防法第47条の規定に基づき、新感染症の所見がある者を入院に係る病院に移送すること。

17 感染症予防法第48条第1項の規定に基づき、入院している者を退院させること。

18 感染症予防法第48条第4項の規定に基づき、入院している者について、当該入院に係る新感染症を公衆にまん延させるおそれがないかどうかの確認をすること。

19 感染症予防法第50条第1項の規定に基づき、新感染症に係る消毒その他の措置の全部又は一部を実施し、又は当該職員に実施させること。

20 感染症予防法第50条の2第1項の規定に基づき、新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、健康状態についての報告を求めること。

21 感染症予防法第50条の2第2項の規定に基づき、同条第1項の報告を求めた者に対し、新感染症の感染の防止に必要な協力を求めること。

22 予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条の規定に基づき、臨時予防接種を指示し、又は実施すること。

23 新型インフルエンザ等対策特別措置法第12条第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策についての訓練を実施すること。



- 24 新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第6項の規定に基づき、特定接種を実施すること。
- 25 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条第1項の規定に基づき、医療関係者に医療を行うよう要請すること。
- 26 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条第2項（同法第46条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、医療関係者に必要な協力を要請すること。
- 27 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条第3項（同法第46条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、医療関係者に患者等に対する医療等を行うよう指示すること。
- 28 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項の規定に基づき、住民に新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請すること。
- 29 新型インフルエンザ等対策特別措置法第48条第1項の規定に基づき、臨時の医療施設において、医療を提供すること。
- 30 新型インフルエンザ等対策特別措置法第49条第1項又は第2項の規定に基づき、臨時の医療施設を開設するため、土地、家屋又は物資を使用すること。
- 31 新型インフルエンザ等対策特別措置法第54条第1項又は第3項の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に緊急物資の運送を要請し、又は行うべきことを指示すること。
- 32 新型インフルエンザ等対

			<p>策特別措置法第54条第2項又は第3項の規定に基づき、医薬品等販売業者である指定公共機関等に医薬品等の運送を要請し、又は行うべきことを指示すること。</p> <p>33 新型インフルエンザ等対策特別措置法第55条第1項から第3項までの規定に基づき、特定物資の売渡しを要請し、又は特定物資の収用若しくは保管を命ずること。</p>
--	--	--	---

別表第1 健康福祉部の部健康増進課の項知事決裁事項の欄1中「食の安全安心と食育に関する条例」の右に「(平成18年兵庫県条例第20号)」を加え、同部薬務課の項局長専決事項の欄中56を58とし、43から55までを45から57までとし、42の次に次のように加える。

43 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成25年法律第81号)第7条第4項第10号(同法第8条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、設備整備計画に係る協議に応じ、同意をすること。

44 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第11項第3号(同法第8条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、兵庫県環境審議会の意見を聴くこと。

別表第1 健康福祉部の部に次のように加える。

生活衛生課	<p>1 公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)第2条の規定に基づき、入浴料金を指定すること。</p> <p>2 食の安全安心と食育に関する条例第6条の規定に基づき、食の安全安心推進計画を策定し、又は変更すること。</p> <p>3 食の安全安心と食育に関する条例第8条の規定に基づき、食品等の安全基準を策定し、又は変更すること。</p>	<p>1 クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第12条の規定に基づき、クリーニング師の免許を取り消すこと。</p> <p>2 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号。以下「生活衛生適正化法」という。)第9条第1項の規定に基づき、組合の適正化規程又はその変更を認可すること。</p> <p>3 生活衛生適正化法第11条の規定に基づき、組合に適正化規程の変更を命じ、又はその認可を取り消すこと。</p> <p>4 生活衛生適正化法第13条第1項の規定に基づき、組合の適正化規程等の認可等について公正取引委員会に協議すること。</p> <p>5 生活衛生適正化法第24条第1項の規定に基づき、組合の設立を認可すること。</p> <p>6 生活衛生適正化法第42条</p>
-------	---	---

の規定に基づき、組合員による組合の総会の招集を承認すること。

7 生活衛生適正化法第50条第2項の規定に基づき、組合の解散を認可すること。

8 生活衛生適正化法第52条の3の規定に基づき、組合にその解散を命ずること。

9 生活衛生適正化法第56条の6第1項の規定に基づき、組合員以外の者に対する事業活動の改善を勧告すること。

10 水道法（昭和32年法律第177号）第26条の規定に基づき、水道用水供給事業の経営を認可すること。

11 水道法第30条第1項の規定に基づき、水道用水供給事業の給水対象又は給水量の増加等の変更を認可すること。

12 水道法第31条において準用する同法第11条の規定に基づき、水道用水供給事業の休止又は廃止を許可すること。

13 水道法第35条第1項の規定に基づき、水道事業（地方公共団体が経営するものに限る。）又は水道用水供給事業の認可を取り消すこと。

14 水道法第36条の規定に基づき、水道事業者（地方公共団体に限る。）又は水道用水供給事業者によるその施設の改善を命じ、又はその水道技術管理者の変更を勧告すること。

15 水道法第37条の規定に基づき、水道事業者（地方公共団体に限る。）又は水道用水供給事業者による給水の停止を命ずること。

16 水道法第40条第1項の規定に基づき、水道事業者等に水道水の緊急応援を命ず

ること。

- 17 水道法第41条の規定に基づき、その事業の合理化を勧告すること。
- 18 水道法第42条第1項の規定に基づき、水道施設等の買収を認可すること。
- 19 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成6年法律第8号)第5条第1項の規定に基づき、都道府県計画を定めること。
- 20 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第59条の規定に基づき、死体を解剖に付すること。
- 21 と畜場法(昭和28年法律第114号)第18条第1項の規定に基づき、と畜場の設置の許可を取り消すこと。
- 22 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第8条又は第9条の規定に基づき、食鳥処理の事業の許可を取り消すこと(食鳥検査を必要とする食鳥処理を行う食鳥処理業者に係るものに限る。)
- 23 食の安全安心と食育に関する条例第9条第2項の規定に基づき、安全基準に違反する事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告すること。
- 24 食の安全安心と食育に関する条例第10条の規定に基づき、勧告に従わない事業者に対し、勧告に係る措置等を講ずべきことを命ずること。
- 25 食の安全安心と食育に関する条例施行規則(平成18年兵庫県規則第45号)第9条の規定に基づき、工程に係る認定を取り消すこと。
- 26 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第8条第3項の規定に基づき、狂犬病の発生を厚生労働大臣に報告し、及

			<p>び他の府県知事に通報すること。</p> <p>27 狂犬病予防法第15条の規定に基づき、犬又はその死体の移動等を禁止し、又は制限すること。</p> <p>28 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第29条の規定に基づき、特定動物の飼養又は保管の許可を取り消すこと。</p> <p>29 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号。以下「化製場法」という。）第7条第1項（化製場法第8条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、化製場、死亡獣畜取扱場及び魚介類等を原料とする油脂等の製造の施設等の設置の許可を取り消すこと。</p> <p>30 化製場法第9条第1項の規定に基づき、区域を指定すること。</p>
--	--	--	---

別表第1 産業労働部の部産業政策課の項を削り、同部工業振興課の次に次のように加える。

<p>新産業課</p>	<p>1 農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第4条第1項の規定に基づき、農村地域への工業等の導入に関する基本計画を定めること。</p> <p>2 農村地域工業等導入促進法第5条第1項の規定に基づき、農村地域内の一定の地区を定め、当該地区への工業等の導入に関する実施計画を定めること。</p> <p>3 工業立地の適正化に関する条例（昭和46年兵庫県条例第64号。以下「工業立地適正化条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、工業立地計画を策定し、又は同条第6項の規定に基づ</p>	<p>工業立地に伴う産業基盤施設の整備方針を決定すること。</p>	<p>1 工業立地適正化条例第12条の規定に基づき、工業用水道事業者に対して工業用水の全部又は一部の供給を行わないように要請する等必要な措置を講ずること。</p> <p>2 誘致企業を決定すること。</p>
-------------	--	-----------------------------------	---

	き、これを変更すること。	
--	--------------	--

別表第1 農政環境部の部総務課の項部長専決事項の欄中「県民局長」の右に「及び県民センター長」を加え、同部農業経営課の項を次のように改める。

農業経営課	<p>1 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第4条の規定に基づき、農地中間管理機構の指定をすること。</p> <p>2 農地中間管理事業の推進に関する法律第15条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構の指定を取り消すこと。</p>	<p>1 市町別の米穀の需要量に関する情報を算定し、市町長に通知すること。</p> <p>2 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第5条第1項又は第5項の規定に基づき、農業経営基盤強化促進基本方針を定め、又は変更すること。</p> <p>3 農業経営基盤強化促進法第5条第6項の規定に基づき、農業経営基盤強化促進基本方針を定め、又は変更することについて農業会議及び農業協同組合中央会の意見を聴くこと。</p> <p>4 農業経営基盤強化促進法第8条第1項の規定に基づき、事業規程を承認すること。</p> <p>5 農業経営基盤強化促進法第9条第1項の規定に基づき、事業規程の変更又は廃止を承認すること。</p> <p>6 農業経営基盤強化促進法第10条第1項の規定に基づき、事業規程の承認を取り消すこと。</p> <p>7 農地中間管理事業の推進に関する法律第3条第1項又は第4項の規定に基づき、基本方針を定め、又は変更すること。</p> <p>8 農地中間管理事業の推進に関する法律第6条第3項の規定に基づき、農地中間管理事業評価委員会委員の任命の認可をすること。</p> <p>9 農地中間管理事業の推進に関する法律第7条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構の役員の選任及び解任の認可をすること。</p>
-------	---	---

- 10 農地中間管理事業の推進に関する法律第7条第2項の規定に基づき、農地中間管理機構の役員の解任を命ずること。
- 11 農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、農地中間管理事業規程の認可をすること。
- 12 農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第5項の規定に基づき、農地中間管理事業規程の変更を命ずること。
- 13 農地中間管理事業の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構の事業計画及び収支予算の認可をすること。
- 14 農地中間管理事業の推進に関する法律第13条の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、監督上必要な命令をすること。
- 15 農地中間管理事業の推進に関する法律第14条第1項の規定に基づき、農地中間管理事業の休廃止の認可をすること。
- 16 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可をすること。
- 17 農地中間管理事業の推進に関する法律第20条又は第21条第2項の規定に基づき、農地中間管理権又は農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除を承認すること。
- 18 農地中間管理事業の推進に関する法律第22条第2項の規定に基づき、農地中間管理事業に係る業務の委託を承認すること。
- 19 農地中間管理事業の推進に関する法律第31条の規定に基づき、農林水産大臣に通

知を行うこと。

- 20 農村青年等の研修計画を決定すること。
- 21 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項の規定に基づき、農用地区域内における開発行為(2ヘクタール以下のものを除く。)を許可すること。
- 22 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第6項の規定に基づき、農用地区域内における開発行為の許可について兵庫県農業会議の意見を聴くこと。
- 23 農業振興地域の整備に関する法律第15条の3の規定に基づき、開発行為(2ヘクタール以下のものを除く。)の中止を命じ、又は復旧に必要な行為をすべき旨を命ずること。
- 24 農業振興地域の整備に関する法律第15条の4第1項の規定に基づき、農業振興地域の区域のうち、農用地区域以外の区域内において開発行為(2ヘクタール以下のものを除く。)を行う者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告すること。
- 25 農業振興地域の整備に関する法律第15条の4第2項の規定に基づき、同条第1項の規定に基づく勧告(2ヘクタール以下の開発行為に係るものを除く。)に従わない者について、その旨及び勧告の内容を公表すること。
- 26 農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項の規定に基づき農地の転用許可(2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の転用に係るものに限る。)をすること。
- 27 農地法第4条第3項(同法第5条第3項において準用する場合を含む。)又は第18



条第3項の規定に基づき、農地の転用等の許可について兵庫県農業会議の意見を聴くこと。

28 農地法第5条第1項の規定に基づき、農地の転用のための権利移動の許可(2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の転用に係るものに限る。)をすること。

29 農地法第18条第1項の規定に基づき、農地等の賃貸借の解約等について許可をすること。

30 農地法第39条第1項の規定に基づき、農地中間管理権を設定すべき旨の裁定をすること。

31 農地法第39条第4項の規定に基づき、農地中間管理権を設定すべき旨の裁定について兵庫県農業会議の意見を聴くこと。

32 農地法第43条第1項及び第3項の規定に基づき、農地を利用する権利の設定に関する裁定をし、その旨を公告すること。

33 農地法第51条第1項の規定に基づき、違反転用等を行った者等に対し、原状回復その他違反を是正するため必要な措置を講ずべきことを命ずること(2ヘクタール以下の転用等に係るものを除く。)

34 農地法第51条第3項の規定に基づき、原状回復その他違反を是正するため自ら必要な措置を講ずること。

35 農地法施行令(昭和27年政令第445号)第7条第1項ただし書及び第15条第1項ただし書の規定に基づき、農地等の転用等について農林水産大臣に進達すること。

36 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネ

ルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第4項第2号(同法第8条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、設備整備計画に係る協議に応じ、同意をすること。

37 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第11項第1号(同法第8条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、兵庫県農業会議の意見を聴くこと。

38 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」という。)第40条第2項第1号の規定に基づき、兵庫県農業会議の建議を受け、又はこれに諮問すること。

39 農業委員会法第53条の規定に基づき、兵庫県農業会議からその業務又は会計の状況に関して、報告を徴し、検査を行い、その他監督上必要な命令をすること。

40 農業委員会法第54条の規定に基づき、兵庫県農業会議にその業務又は会計について必要な措置をとるべき旨を命ずること。

41 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)第5条第7項又は第7条第5項に基づき、総合化事業計画又は研究開発・成果利用事業計画(農地又は採草放牧地の転用を伴うものに限る。)に係る協議に応じ、同意をすること。

42 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物

			の利用促進に関する法律施行令（平成23年政令第15号）第1条に基づき、兵庫県農業会議及び関係する農業委員会の意見を聴くこと。
--	--	--	--

別表第1 農政環境部の部農産園芸課の項局長専決事項の欄6中「第8条第1項」を「第8条第6項」に改め、同部林務課の項局長専決事項の欄10中「農林振興事務所（阪神南県民局を含む。）」を「2以上の農林振興事務所」に、「2以上のものの区域」を「所管区域」に改め、同部水大気課の項知事決裁事項の欄に次のように加える。

42 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、公害防止対策事業計画の作成又は変更について環境大臣に協議し、同意を求めること。

43 環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）第7条第1項の規定に基づき、環境影響評価指針を定めること。

別表第1 農政環境部の部環境整備課の項知事決裁事項の欄9及び10を削り、同表県土整備部の部空港政策課の項知事決裁事項の欄に次のように加える。

4 兵庫県立但馬飛行場の設置及び管理に関する条例（平成6年兵庫県条例第15号）第25条第1項の規定に基づき、但馬飛行場の運営等に係る公共施設等運営権を設定すること。

5 兵庫県立但馬飛行場の設置及び管理に関する条例第25条第2項の規定に基づき、但馬飛行場の運営等に係る公共施設等運営権を設定すべき選定事業者を選定すること。

別表第1 県土整備部の部河川整備課の項局長専決事項の欄9中「又は第3項」を「又は第4項」に改め、同部港湾課の項知事決裁事項の欄5中「第35条第3項」を「第35条第1項」に改める。

別表第2 企画県民部の部災害対策課の項知事決裁事項の欄に次のように加える。

7 新型インフルエンザ等対策特別措置法第22条第1項の規定に基づき、県の新型インフルエンザ等対策本部を設置すること。

8 新型インフルエンザ等対策特別措置法第25条の規定に基づき、県の新型インフルエンザ等対策本部を廃止すること。

別表第2 企画県民部の部災害対策課の項防災監専決事項の欄3中「第60条第5項」を「第60条第6項」に改め、同欄に次のように加える。

36 新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第7号の規定に基づき、指定地方公共機関を指定すること。

37 新型インフルエンザ等対策特別措置法第38条第2項の規定に基づき、特定市町長の実施すべき新型インフルエンザ等緊急事態措置を代行すること。

38 新型インフルエンザ等対策特別措置法第39条第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施について、他の都道府県知事等に応援を求めること。

39 新型インフルエンザ等対策特別措置法第42条第1項の規定に基づき、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関に職員の派遣を要請すること。

40 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項又は第3項の規定に基づき、施設の使用の制限若しくは停止若しくは催物の開催の制限若しくは停止その他同条第2項に規定する政令で定める措置を講ずるよう要請し、又は当該要請に係る措置を講ずべきことを指示すること。

41 新型インフルエンザ等対策特別措置法第50条の規定に基づき、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請すること。

別表第2 企画県民部の部災害対策課の項局長専決事項の欄18を同欄22とし、同欄17中「第5条の2」を「第5条第2項第2号」に改め、同欄17を同欄21とし、同欄16の次に次のように加える。

17 新型インフルエンザ等対策特別措置法第12条第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策についての訓練を実施すること。

18 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項の規定に基づき、住民に新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請すること。

19 新型インフルエンザ等対策特別措置法第54条第1項又は第3項の規定に基づき、運送事業者である指定

公共機関又は指定地方公共機関に緊急物資の運送を要請し、又は行うべきことを指示すること。  
 20 新型インフルエンザ等対策特別措置法第55条第1項から第3項までの規定に基づき、特定物資の売渡しを要請し、又は特定物資の収用若しくは保管を命ずること。

(出納局決裁規程の一部改正)

第2条 出納局決裁規程(昭和42年兵庫県訓令甲第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、観光監」を削る。

第6条の見出しを「(班長等専決事項)」に改め、同条中「係長」を「班長又は主幹」に改める。

第7条の見出しを「(審査・指導班長及び会計審査・指導専門員専決事項)」に改め、同条中「会計審査・指導専門員」を「審査・指導班長及び会計審査・指導専門員」に改める。

(地方機関処務規程の一部改正)

第3条 地方機関処務規程(昭和43年兵庫県訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「県民局長及び」を「県民局長及び県民センター長並びに」に改める。

第3条第11号中「県民局長に」を「県民局長(県民センター長を含む。以下同じ。)」に改める。

第9条第2項中「第391条第1項」を「第390条第1項」に改める。

第12条の2(見出しを含む。)中「主幹」を「室長補佐、所長補佐」に改める。

第24条の2第1項中「企画県民部管理局文書課」を「企画県民部文書課」に改める。

第25条第2項中「企画県民部管理局文書課長」を「企画県民部文書課長」に改める。

別表第1県民局の部を削り、同表総務室及び総務企画室の部の前に次のように加える。

県民局及び県民センター

区分	県民局長委任事項	県民局長専決事項
北播磨県民局	1 管内の重要施策の企画、総合調整及び総合的推進を行うこと。 2 管内の重要事業の総合調整及び進捗管理を行うこと。 3 地域広報計画を作成すること。 4 地域広聴計画を作成すること。	1 職員等をもって構成する県民局管内の連絡会議等を設置すること。

別表第1総務室及び総務企画室の部を次のように改める。

総務室及び総務企画室

区分	県民局長委任事項	県民局長専決事項
総務室	1 管内の問題解決のために必要な予算措置について意見を述べること。 2 1件3,000万円以上5億円未満の契約に係る入札参加者の資格審査、指名又は選定をすること。 3 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条第3項及び第4項の規定に基づき、市町村地域防災計画の作成又は修正について報告を受け、及び必要な助言又は勧告をすること。 4 消防法第11条第6項の規定に基づき、危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の譲受け又は引渡しを受けた旨の届出を受理すること。 5 消防法第12条の6の規定に基づき、危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の廃止の届出を受理すること。	1 年度中途における行政職7級相当職以下の県民局(県民センターを含む。以下同じ。)の職員の県民局の内部組織における兼務発令を知事の承認を得て行うこと。 2 県民局の職員に係る育児休業部分休業に関すること。 3 県民局の職員の次に掲げる場合における職務に専念する義務を免除すること。 (1) 職務執行に関し密接な関連のある国若しくは地方公共団体又は公共的団体の職務に従事する場合 (2) 職務執行に関し密接な関連のある国若しくは地方公共団体又は公共的団体が設置する審議会、委員会、学会、研究会等に出席する場合 4 県民局の職員(県民局長を除く。)に

- 6 消防法第13条第2項の規定に基づき、危険物の保安の監督をする者の選任又は解任の届出を受理すること。
- 7 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号。以下「中小企業新事業活動促進法」という。）第34条第1項の規定に基づき、中小企業者の経営の向上の状況について調査を行うこと。
- 8 中小企業新事業活動促進法第34条第3項の規定に基づき、経営革新のための事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うこと。
- 9 中小企業新事業活動促進法第35条の規定に基づき、経営革新のための事業を行う者に対し、承認経営革新計画の実施状況について報告を求めること。
- 10 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の2第7項の規定に基づき、特定共済組合が他の事業を行うことを承認すること（主たる事務所を所管区域内に置くものに限り、知事が特に指定するものを除く。11から32までにおいて同じ。）。
- 11 中小企業等協同組合法第9条の2の2第2項の規定に基づき、事業者と事業協同組合又は事業協同小組合との団体協約の締結に関し、あっせん又は調停を行うこと。
- 12 中小企業等協同組合法第9条の2の2第4項の規定に基づき、団体協約の締結に関するあっせん又は調停について、兵庫県中小企業調停審議会に諮問すること。
- 13 中小企業等協同組合法第9条の9第4項の規定に基づき、特定共済組合連合会が他の事業を行うことを承認すること。
- 14 中小企業等協同組合法第31条の規定に基づき、協同組合連合会の成立の届出を受理すること。
- 15 中小企業等協同組合法第35条の2の規定に基づき、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会又は企業組合（以下「協同組合等」という。）の役員の変更の届出を受理すること。
- 16 中小企業等協同組合法第42条第8項において準用する同法第48条の規定に
- 外国旅行を命令し、その復命を受理すること。
- 5 臨時又は非常勤の職員を採用し、及び退職させること。
- 6 職員が故意又は重大な過失によって県に損害を与え、又は与えなかったことを認定し、監査委員に賠償責任の有無等についての決定を求めること。
- 7 公印規程（昭和37年兵庫県訓令甲第18号）第3条第1項の規定に基づき、専用公印及び特殊公印を置くことを承認すること。
- 8 公印規程第5条第2項の規定に基づき、公印新調（改刻）届を受理すること。
- 9 消防法第16条の5の規定に基づき、危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者若しくは占有者に対し、資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は製造所、貯蔵所又は取扱所に立入検査をさせ、若しくは試験のため必要な最少限度の数量に限り危険物等を収去させること（同法別表の第3類、第4類及び第6類に区分される危険物で、同表に定める数量の20倍未満のものに限るものとし、立入検査に係る身分を示す証票を交付することを除く。）。
- 10 中小企業新事業活動促進法第9条第1項の規定に基づき、経営革新計画の承認をすること。
- 11 中小企業新事業活動促進法第10条第1項の規定に基づき、承認経営革新計画の変更の承認をすること。
- 12 中小企業新事業活動促進法第10条第2項の規定に基づき、承認経営革新計画の承認を取り消すこと。
- 13 中小企業等協同組合法第9条の2の3第1項（同法第9条の9第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会の組合員以外の者の事業の利用の特例に係る認可をすること。
- 14 中小企業等協同組合法第9条の2の3第2項（同法第9条の9第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、事業協同組合、事業協同小組合

- 基づき、協同組合等の役員の改選に係る総会の招集を承認すること。
- 17 中小企業等協同組合法第48条の規定に基づき、協同組合等の臨時総会の招集を承認すること。
- 18 中小企業等協同組合法第58条の7第2項の規定に基づき、共済計理人の意見書の写しを受理すること。
- 19 中小企業等協同組合法第58条の7第3項の規定に基づき、共済計理人に対し、説明又は意見を求めること。
- 20 中小企業等協同組合法第58条の8の規定に基づき、共済事業を行う組合に対し、共済計理人の解任を命ずること。
- 21 中小企業等協同組合法第62条第2項の規定に基づき、協同組合等の解散の届出を受理すること。
- 22 中小企業等協同組合法第104条第2項の規定に基づき、必要な措置を採ること。
- 23 中小企業等協同組合法第105条第2項の規定に基づき、協同組合等の業務又は会計の状況を検査すること。
- 24 中小企業等協同組合法第105条の2の規定に基づき、協同組合等の決算関係書類を受理すること。
- 25 中小企業等協同組合法第105条の3第1項又は第2項の規定に基づき、協同組合等から必要な報告を徴すること。
- 26 中小企業等協同組合法第105条の3第3項の規定に基づき、共済事業を行う組合に対し、報告又は資料の提出を求めること。
- 27 中小企業等協同組合法第105条の3第4項の規定に基づき、組合の子法人等又は共済代理店に対し、報告又は資料の提出を求めること。
- 28 中小企業等協同組合法第105条の4第1項の規定に基づき、協同組合等の業務又は会計の状況を検査すること。
- 29 中小企業等協同組合法第105条の4第2項の規定に基づき、共済事業を行う組合の事務所等に立ち入らせ、質問させ、又は検査させること。
- 30 中小企業等協同組合法第105条の4第4項の規定に基づき、組合の子法人等若しくは共済代理店に立ち入らせ、又は協同組合連合会の組合員以外の者の事業の利用の特例に係る認可を取り消すこと。
- 15 中小企業等協同組合法第9条の6の2第1項（同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、事業協同組合又は協同組合連合会の共済規程を認可すること。
- 16 中小企業等協同組合法第9条の6の2第4項（同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、事業協同組合又は事業協同組合連合会の共済規程の変更又は廃止を認可すること。
- 17 中小企業等協同組合法第27条の2第1項の規定に基づき、協同組合等の設立を認可すること。
- 18 中小企業等協同組合法第51条第2項の規定に基づき、協同組合等の定款の変更を認可すること。
- 19 中小企業等協同組合法第57条の3第3項の規定に基づき、協同組合連合会の事業等の譲渡又は譲受けを認可すること。
- 20 中小企業等協同組合法第57条の5の規定に基づき、組合の余裕金の運用を認可すること。
- 21 中小企業等協同組合法第62条第4項の規定に基づき、責任共済等の事業等を行う協同組合等の解散の決議を認可すること。
- 22 中小企業等協同組合法第66条の規定に基づき、協同組合等の合併を認可すること。
- 23 中小企業等協同組合法第96条第5項の規定に基づき、協同組合等の解散の登記を囑託すること。
- 24 中小企業等協同組合法第106条第2項の規定に基づき、協同組合等に対し、解散を命ずること。
- 25 商工会議所法第7条第2項第1号又は第2号の規定に基づき、特定商工業者について商工会議所が定める税額又は資本金額若しくは払込済出資総額の許可をすること。
- 26 商工会議所法第10条第2項及び第3項の規定に基づき、商工会議所の法定台帳の作成期間を延長し、及びその旨

- 質問させ、又は検査させること。
- 31 中小企業等協同組合法第106条第1項の規定に基づき、協同組合等に必要措置を採るべき旨を命ずること。
- 32 中小企業等協同組合法第106条の3の規定に基づき、共済事業を行う組合からの届出を受理すること。
- 33 商工会議所法（昭和28年法律第143号）第57条の規定に基づき、商工会議所の収支決算、事業の状況等の報告を受理すること。
- 34 商工会議所法第58条第1項の規定に基づき、商工会議所から報告を徴し、又は職員に業務の状況若しくは帳簿類等を検査させること。
- 35 商工会議所法第59条第1項の規定に基づき、商工会議所に対して警告を発し、又は業務の一部を停止させること。
- 36 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下「中小企業団体組織法」という。）第5条の22の規定に基づき、公正取引委員会の請求を受理すること（主たる事務所を所管区域内に置く協業組合（国の行政庁が所管するものを除く。）に係るものに限る。37から47まで及び県民局長専決事項の欄30から36までにおいて同じ。）。
- 37 中小企業団体組織法第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第35条の2の規定に基づき、協業組合の役員の変更の届出を受理すること。
- 38 中小企業団体組織法第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第48条の規定に基づき、協業組合の臨時総会の招集を承認すること。
- 39 中小企業団体組織法第5条の23第4項において準用する中小企業等協同組合法第62条第2項の規定に基づき、協業組合の解散の届出を受理すること。
- 40 中小企業団体組織法第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第104条第2項の規定に基づき、必要な措置を採ること。
- 41 中小企業団体組織法第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第105条第2項の規定に基づき、協業組合の業務又は会計の状況を検査す
- を通知すること。
- 27 商工会議所法第46条第2項及び同条第4項において準用する同法第28条の規定に基づき、商工会議所の定款の変更の認可又は不認可の処分をし、及びその旨を通知すること。
- 28 商工会議所法第59条第4項の規定に基づき、商工会議所の業務の一部の停止について、日本商工会議所の意見を聴くこと。
- 29 商工会議所法施行令（昭和28年政令第315号）第7条第2項の規定に基づき、商工会議所から報告を徴し、若しくは職員に業務の状況若しくは帳簿書類等を検査させ、又は商工会議所に対して警告を発し、若しくは業務の一部を停止させた結果を経済産業大臣に報告すること。
- 30 中小企業団体組織法第5条の7第2項の規定に基づき、協業組合の事業の転換を認可すること。
- 31 中小企業団体組織法第5条の17第1項の規定に基づき、協業組合の設立を認可すること。
- 32 中小企業団体組織法第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第51条第2項の規定に基づき、協業組合の定款の変更を認可すること。
- 33 中小企業団体組織法第5条の23第4項において準用する中小企業等協同組合法第66条の規定に基づき、協業組合の合併を認可すること。
- 34 中小企業団体組織法第5条の23第5項において準用する中小企業等協同組合法第96条第5項の規定に基づき、協業組合の解散の登記を囑託すること。
- 35 中小企業団体組織法第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第106条第2項の規定に基づき、協業組合に対し、解散を命ずること。
- 36 中小企業団体組織法第95条第4項の規定に基づき、事業協同組合、事業協同小組合又は企業組合の協業組合への組織変更を認可すること。
- 37 小規模事業者支援法第5条第1項の規定に基づき、商工会等の基盤施設計画の認定をすること。
- 38 小規模事業者支援法第6条第1項の

- ること。
- 42 中小企業団体組織法第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第105条の2の規定に基づき、協業組合の決算関係書類を受理すること。
- 43 中小企業団体組織法第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第105条の3第1項又は第2項の規定に基づき、協業組合から必要な報告を徴すること。
- 44 中小企業団体組織法第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第105条の4第1項の規定に基づき、協業組合から必要な報告を徴し、又は協業組合の業務若しくは会計の状況を検査すること。
- 45 中小企業団体組織法第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第106条第1項の規定に基づき、協業組合に必要な措置を採るべき旨を命ずること。
- 46 中小企業団体組織法第95条第7項の規定に基づき、事業協同組合若しくは事業協同小組合又は企業組合の協業組合への組織変更の届出を受理すること。
- 47 中小企業団体組織法第100条の14の規定に基づき、事業協同組合、企業組合又は協業組合の株式会社又は有限会社への組織変更の届出を受理すること。
- 48 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号。以下「小規模事業者支援法」という。）第22条第1項の規定に基づき、商工会又は商工会議所（以下「商工会等」という。）の基盤施設事業又は連携事業の実施状況について報告を求めること。
- 49 貸金業法（昭和58年法律第32号）第5条第1項及び第2項の規定に基づき、貸金業者の登録をし、及びその旨を通知すること。
- 50 貸金業法第6条第1項及び第2項の規定に基づき、貸金業者の登録を拒否し、及びその旨を通知すること。
- 51 貸金業法第8条第1項及び第2項の規定に基づき、登録事項の変更の届出
- 規定に基づき、商工会等の認定基盤施設計画の変更の認定をすること。
- 39 小規模事業者支援法第6条第2項の規定に基づき、商工会等の認定基盤施設計画の認定を取り消すこと。
- 40 小規模事業者支援法第18条第1項の規定に基づき、商工会等の認定連携計画の認定をすること。
- 41 小規模事業者支援法第19条第1項の規定に基づき、商工会等の認定連携計画の変更の認定をすること。
- 42 小規模事業者支援法第19条第2項の規定に基づき、商工会等の認定連携計画の認定を取り消すこと。
- 43 工業立地適正化条例第11条の規定に基づき、工場の設置に関して必要な事項について、助言し、又は勧告すること。
- 44 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第4条第1項の規定に基づき、商店街整備計画を認定すること。
- 45 中小小売商業振興法第4条第2項の規定に基づき、店舗集団化計画を認定すること。
- 46 中小小売商業振興法第4条第3項の規定に基づき、共同店舗等整備計画を認定すること。
- 47 中小小売商業振興法第4条第6項の規定に基づき、商店街整備等支援計画を認定すること。
- 48 中小小売商業振興法施行令（昭和48年政令第286号）第9条第1項又は第2項の規定に基づき、認定計画の変更を認定し、又は認定を取り消すこと。
- 49 商店街振興組合法第36条第1項の規定に基づき、組合の設立を認可すること。
- 50 商店街振興組合法第62条第2項の規定に基づき、組合の定款の変更を認可すること。
- 51 商店街振興組合法第73条第3項の規定に基づき、組合の合併を認可すること。
- 52 商店街振興組合法第86条第1項又は第2項の規定に基づき、組合に解散を命ずること。
- 53 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律第3



- を受理し、及びその変更登録をすること。
- 52 貸金業法第9条の規定に基づき、貸金業者登録簿を一般の閲覧に供すること。
- 53 貸金業法第10条第1項の規定に基づき、廃業等の届出を受理すること。
- 54 貸金業法第24条の6の2の規定に基づき、貸金業の開始等の届出を受理すること。
- 55 貸金業法第24条の6の3第1項の規定に基づき、貸金業者に対して、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を命ずること。
- 56 貸金業法第24条の6の4第1項の規定に基づき、貸金業者の登録を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- 57 貸金業法第24条の6の4第2項の規定に基づき、貸金業者の役員の解任を命ずること。
- 58 貸金業法第24条の6の5第1項及び第2項の規定に基づき、貸金業者の登録を取り消し、及びその旨を通知すること。
- 59 貸金業法第24条の6の6第1項の規定に基づき、所在不明の貸金業者等についてその公告をし、及びその登録を取り消すこと。
- 60 貸金業法第24条の6の7の規定に基づき、貸金業者の登録を抹消すること。
- 61 貸金業法第24条の6の8の規定に基づき、貸金業者の業務の全部若しくは一部の停止、又は貸金業者の登録の取消しをした旨の公告をすること。
- 62 貸金業法第24条の6の9の規定に基づき、貸金業に係る事業報告書を受理すること。
- 63 貸金業法第24条の6の10第1項から第4項まで（同法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項又は第24条の5第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、貸金業者等に対して、業務等に関し報告若しくは資料の提出を命じ、又は営業所等に立ち入らせ、業務等に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させること。
- 条の規定に基づき、特定物資の価格の動向及び需給の状況の調査を行うこと。
- 54 国民生活安定緊急措置法第6条第2項の規定に基づき、標準価格又は販売価格を表示すべきことを指示すること。
- 55 消費生活条例（昭和49年兵庫県条例第52号）第24条の規定に基づき、指定物資の需給の状況及び価格の動向に関する情報の収集を行うこと。
- 56 職業能力開発促進法第24条第1項又は第3項（同法第27条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、職業訓練について認定し、又は取り消すこと。
- 57 職業能力開発促進法第24条第2項の規定に基づき、都道府県労働局長の意見を聴くこと。
- 58 職業能力開発促進法第36条の規定に基づき、職業訓練法人の設立を認可すること。
- 59 職業能力開発促進法第39条第1項の規定に基づき、職業訓練法人の定款又は寄附行為の変更を認可すること。
- 60 職業能力開発促進法第39条の2第1項の規定に基づき、職業訓練法人の基本財産の処分を承認すること。
- 61 職業能力開発促進法第40条第2項の規定に基づき、職業訓練法人の解散を認可すること。
- 62 職業能力開発促進法第41条の規定に基づき、職業訓練法人の設立の認可を取り消すこと。
- 63 職業能力開発促進法第42条第2項又は第3項の規定に基づき、職業訓練法人の残余財産の処分を認可すること。
- 64 職業能力開発促進法施行規則第32条の規定に基づき、職業訓練の認定又は認定の取消しをした旨を都道府県労働局長に通知すること。
- 65 職業能力開発促進法施行規則第35条第1項の規定に基づき、職業能力開発校等の設置を承認すること。
- 66 職業能力開発促進法施行規則第35条の3第2項の規定に基づき、技能照査が的確に行われたものである旨の証明を行うこと。

- 64 貸金業法第24条の6の12第1項の規定に基づき、貸金業協会に加入していない貸金業者の貸金業の業務について適切な監督を行うこと。
- 65 貸金業法第24条の6の12第2項の規定に基づき、貸金業協会に加入していない貸金業者に対して、社内規則の作成又は変更を命ずること。
- 66 貸金業法第24条の6の12第3項又は第4項の規定に基づき、社内規則の作成等を承認すること。
- 67 貸金業法第44条の3第1項又は第3項の規定に基づき、警察本部長の意見を聴くこと。
- 68 中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成17年法律第30号）附則第5条第4項の規定に基づき、認定研究開発等事業計画の実施状況について報告を求めること。
- 69 工業立地の適正化に関する条例（昭和46年兵庫県条例第64号。以下「工業立地適正化条例」という。）第10条第1項の規定に基づき、工場の設置の届出（建築物の建築面積の合計が3,000平方メートル以上又は敷地面積が9,000平方メートル以上のものを除く。）を受理すること。
- 70 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第45条の規定に基づき、役員の変更の届出を受理すること。
- 71 商店街振興組合法第59条の規定に基づき、臨時総会の招集を承認すること。
- 72 商店街振興組合法第72条第2項の規定に基づき、組合の解散の届出を受理すること。
- 73 商店街振興組合法第81条第2項の規定に基づき、組合の業務又は会計の状況を検査すること。
- 74 商店街振興組合法第82条の規定に基づき、組合から事業報告書等を受理すること。
- 75 商店街振興組合法第83条の規定に基づき、組合から必要な報告を徴収すること。
- 76 商店街振興組合法第84条の規定に基づき、組合の業務若しくは会計に関して必要な報告を徴し、又は業務若しくは会計の状況を検査すること。
- 67 伝統的工芸品産業の振興に関する法律第22条第1項から第3項までの規定に基づき、事業の実施状況について報告を求めること。
- 68 伝統的工芸品産業の振興に関する法律施行令（昭和49年政令第177号）第5条第2項及び第3項の規定により都道府県知事に適用があるものとされる伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条第1項並びに第5条第1項及び第3項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務を行うこと。

- 77 商店街振興組合法第85条の規定に基づき、組合に必要な措置をとるべき旨を命ずること。
- 78 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。）第49条の規定に基づき、認定特定民間中心市街地活性化事業者に対し、必要な指導及び助言を行うこと。
- 79 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）第4条第1項の規定に基づき、販売業者（卸売業者を除く。81において同じ。）に対して表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨を指示すること。
- 80 家庭用品品質表示法第10条第2項の規定に基づき、品質の表示についての措置要求の申出につき必要な調査をし、及び必要な措置をとること。
- 81 家庭用品品質表示法第19条第1項の規定に基づき、販売業者から必要な報告を徴すること。
- 82 計量法（平成4年法律第51号）第10条第2項の規定に基づき、適正な計量の実施の確保に著しい支障を生じている場合に、取引又は証明における計量をする者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告すること。
- 83 計量法第148条第1項の規定に基づき、取引若しくは証明における計量をする者の工場等の事務所等に立ち入り、計量器等の物件を検査させ、又は関係者に質問させること。
- 84 計量法第149条第1項の規定に基づき、計量器の提出を命ずること。
- 85 計量法第151条第1項の規定に基づき、特定計量器の検定証印等を除去すること。
- 86 計量法第153条第1項の規定に基づき、車両等装置用計量器の装置検査証印を除去すること。
- 87 計量法第154条第1項の規定に基づき、立入検査によらず検定証印等を除去すること。
- 88 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第37条第2項の規定に基づき、職業訓練法人の成立の届出を受理すること。

- 89 職業能力開発促進法第39条第3項の規定に基づき、職業訓練法人の定款又は寄附行為の変更の届出を受理すること。
- 90 職業能力開発促進法第40条第3項の規定に基づき、職業訓練法人の解散の届出を受理すること。
- 91 職業能力開発促進法第39条の2第1項の規定に基づき、職業訓練法人の事業計画等の届出、登記事項変更の届出並びに監事就任及び異動の届出を受理すること。
- 92 職業能力開発促進法第39条の2第2項の規定に基づき、職業訓練法人の業務及び財産の状況を検査すること。
- 93 職業能力開発促進法第41条の6の規定に基づき、職業訓練法人の清算中に就職した清算人の登記の届出を受理すること。
- 94 職業能力開発促進法第42条の3の規定に基づき、職業訓練法人の清算終了の届出を受理すること。
- 95 職業能力開発促進法第98条の規定に基づき、認定職業訓練に関する事項について報告を求めること。
- 96 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第33条の規定に基づき、認定職業訓練に関する事項の変更の届出を受理すること。
- 97 職業能力開発促進法施行規則第34条に基づき、認定職業訓練の廃止届を受理すること。
- 98 職業能力開発促進法施行規則第35条の3第1項の規定に基づき、技能照査の届出を受理すること。
- 99 職業能力開発促進法施行規則第36条の規定に基づき、認定職業訓練実施状況報告書を受理すること。
- 100 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第79条の規定に基づき、被保険者、受給資格者等若しくは教育訓練給付対象者を雇用し、若しくは雇用していた事業主の事業所又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であった団体の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類の検査をさせること。
- 101 雇用保険法施行規則（昭和50年労働

省令第3号)第124条及び第132条の規定に基づき、生涯能力開発給付金及び認定訓練派遣等給付金を支給すること。

102 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第17条第1項及び第3項の規定に基づき、火薬類の譲渡若しくは譲受を許可し、又はその許可を取り消すこと(火薬5,000キログラム以下、爆薬5,000キログラム以下、工業雷管50万個以下、電気雷管50万個以下、信号雷管12万個以下、銃用雷管500万個以下、実包及び空包100万個以下、銃用雷管付薬莢<sup>きょう</sup>200万個以下、導爆線25キロメートル以下、導火線25キロメートル以下、煙火並びにその他の火工品にあっては、その原料となる火薬又は爆薬の薬量が500キログラム以下のものに限る。103から116まで、118から120まで及び122から124までにおいて同じ。)

103 火薬類取締法第25条第1項及び第3項の規定に基づき、火薬類の消費を許可し、又は許可を取り消すこと。

104 火薬類取締法第29条第4項又は第5項の規定に基づき、多量の火薬類を消費する者を保安教育計画を定めるべき者として指定し、又は同条第5項において準用する同条第1項の規定に基づき、認可すること。

105 火薬類取締法第30条第3項の規定に基づき、取扱保安責任者又は取扱副保安責任者の選任又は解任の届出を受理すること。

106 火薬類取締法第33条第2項の規定に基づき、保安責任者の代理者の選任又は解任の届出を受理すること。

107 火薬類取締法第36条第1項の規定に基づき、安定度試験の実施結果の報告を受理すること。

108 火薬類取締法第36条第2項の規定に基づき、火薬類の所有者に対し、安定度試験の実施を命ずること。

109 火薬類取締法第42条の規定に基づき、製造業者等に対し、事業又は火薬類の貯蔵若しくは消費に関して報告をさせること(火薬庫外の貯蔵所に限る。)

110 火薬類取締法第43条第1項の規定

に基づき、火薬類の消費者又は火薬類を保管する者の販売所（火薬庫外の貯蔵所に限る。）消費場所又は保管場所に立入検査をさせ、若しくは関係者に質問をさせ、又は試験のため火薬類を収去させること。

111 火薬類取締法第45条の規定に基づき、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要な緊急措置を講ずること。

112 火薬類取締法第46条第2項の規定に基づき、所有者等に対し、災害発生日時等の報告をさせること。

113 火薬類取締法第47条の規定に基づき、火薬類による爆発その他災害が発生した場合に指示をすること。

114 火薬類取締法第52条第1項の規定に基づき、兵庫県公安委員会の意見を聴くこと。

115 火薬類取締法第52条第2項の規定に基づき、兵庫県公安委員会又は海上保安庁長官に通報すること。

116 火薬類取締法第52条第5項の規定に基づき、警察官からの通報を受理すること。

117 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第15条第1項の規定に基づき、火薬庫外の貯蔵所を指示すること。

118 火薬類取締法施行規則第67条の7第3項の規定に基づき、保安教育計画を定めるべき者として指定された消費者の指定を取り消すこと。

119 火薬類取締法施行規則第67条の7第4項の規定に基づき、保安教育計画を定めるべき者として指定された者からの指定の取消しの申請を受理すること。

120 火薬類取締法施行規則第81条の14の表11の項の規定に基づき消費の許可申請書又は火薬類消費計画書の記載事項の変更の届出を受理し、同表12の項の規定に基づき消費した火薬類の種類及び数量等の報告を受理し、及び同表15の項の規定に基づき相続等の届出を受理すること。

121 火薬類の取締りに関する手続等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第35

- 号) 第10条第1項の規定に基づき、火薬庫外の貯蔵所を検査すること。
- 122 火薬類の取締りに関する手続等を定める規則第18条の規定に基づき、火薬類取扱所設置の届出を受理すること。
- 123 火薬類の取締りに関する手続等を定める規則第18条の2の規定に基づき、火工所設置の届出を受理すること。
- 124 火薬類の取締りに関する手続等を定める規則第19条の規定に基づき、坑道式発破の届出を受理すること。
- 125 工業用水法(昭和31年法律第146号)第3条第1項の規定に基づき、井戸により地下水を採取してこれを工業の用に供することを許可すること。
- 126 工業用水法第7条第1項の規定に基づき、井戸のストレーナーの位置等の変更を許可すること。
- 127 工業用水法第8条第1項の規定に基づき、許可に条件を付すこと。
- 128 工業用水法第9条の規定に基づき、氏名等の変更の届出を受理すること。
- 129 工業用水法第10条第3項の規定に基づき、使用者の地位の承継の届出を受理すること。
- 130 工業用水法第11条の規定に基づき、許可井戸の廃止等の届出を受理すること。
- 131 工業用水法第13条の規定に基づき、許可を取り消し、又は地下水の採取等の停止を命ずること。
- 132 工業用水法第14条の規定に基づき、許可井戸による地下水の採取を制限すべき旨を命ずること。
- 133 工業用水法第22条第1項又は第2項の規定に基づき、職員を他人の土地に立ち入らせ、及びその旨を土地の占有者に通知すること。
- 134 工業用水法第24条の規定に基づき、許可井戸の構造及び使用の状況に関し報告をさせること。
- 135 工業用水法第25条第1項の規定に基づき、許可井戸の設置の場所等への立入検査をさせること。
- 136 工業用水法第26条第1項の規定に基づき、聴聞を行うこと。
- 137 工場立地法(昭和34年法律第24号)

第6条第1項の規定に基づき、特定工場の新設の届出を受理すること（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第10条第1項の規定により市町の条例で緑地面積率等に係る準則が定められた同意企業立地重点促進区域に係るものを除く。138から144までにおいて同じ。）

138 工場立地法第7条第1項又は第8条第1項の規定に基づき、特定工場に係る変更の届出を受理すること。

139 工場立地法第9条第1項又は第2項の規定に基づき、特定工場の設置の場所等に関し必要な勧告をすること。

140 工場立地法第10条第1項の規定に基づき、勧告に係る事項の変更を命ずること。

141 工場立地法第11条第2項の規定に基づき、期間を短縮すること。

142 工場立地法第12条の規定に基づき、氏名等の変更の届出を受理すること。

143 工場立地法第13条第3項の規定に基づき、地位の承継の届出を受理すること。

144 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）附則第3条第1項の規定に基づき、特定工場に係る変更の届出を受理すること。

145 伝統的工艺品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第4条第1項及び第2項の規定に基づき、振興計画を受理し、経済産業大臣に送付すること。

146 伝統的工艺品産業の振興に関する法律第5条第2項及び同条第4項において準用する同法第4条第2項の規定に基づき、変更に係る振興計画を受理し、経済産業大臣に送付すること。

147 伝統的工艺品産業の振興に関する法律第7条第1項及び同条第2項において準用する同法第4条第2項の規定に基づき、共同振興計画を受理し、経済産業大臣に送付すること。

148 伝統的工艺品産業の振興に関する法律第8条第2項及び同条第4項において準用する同法第4条第2項の規定



	<p>に基づき、変更に係る共同振興計画を受理し、経済産業大臣に送付すること。</p> <p>149 伝統的工芸品産業の振興に関する法律第9条第1項及び同条第2項において準用する同法第4条第2項の規定に基づき、活性化計画を受理し、経済産業大臣に送付すること。</p> <p>150 伝統的工芸品産業の振興に関する法律第10条第2項及び同条第4項において準用する同法第4条第2項の規定に基づき、変更に係る活性化計画を受理し、経済産業大臣に送付すること。</p> <p>151 伝統的工芸品産業の振興に関する法律第11条第1項及び同条第2項において準用する同法第4条第2項の規定に基づき、連携活性化計画を受理し、経済産業大臣に送付すること。</p> <p>152 伝統的工芸品産業の振興に関する法律第12条第2項及び同条第4項において準用する同法第4条第2項の規定に基づき、変更に係る連携活性化計画を受理し、経済産業大臣に送付すること。</p> <p>153 伝統的工芸品産業の振興に関する法律第13条第1項及び同条第2項において準用する同法第4条第2項の規定に基づき、支援計画を受理し、経済産業大臣に送付すること。</p> <p>154 伝統的工芸品産業の振興に関する法律第14条第2項及び同条第4項において準用する同法第4条第2項の規定に基づき、変更に係る支援計画を受理し、経済産業大臣に送付すること。</p>	
<p>総務企画室 ( 阪神北県民局の総務企画室を除く。)</p>	<p>1 県民局及び県民センターの部北播磨県民局の項県民局長委任事項の欄1から4までに掲げる事項</p> <p>2 総務室の項県民局長委任事項の欄1から6までに掲げる事項</p>	<p>1 県民局及び県民センターの部北播磨県民局の項県民局長専決事項の欄に掲げる事項</p> <p>2 総務室の項県民局長専決事項の欄1から9までに掲げる事項</p>
<p>阪神北県民局の総務企画室</p>	<p>1 県民局及び県民センターの部北播磨県民局の項県民局長委任事項の欄1から4までに掲げる事項</p> <p>2 総務室の項県民局長委任事項の欄1から144までに掲げる事項</p> <p>3 観光振興施策の推進について、関係機関と調整すること。</p> <p>4 国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第12条第2項の規定に基づ</p>	<p>1 県民局及び県民センターの部北播磨県民局の項県民局長専決事項の欄に掲げる事項</p> <p>2 総務室の項県民局長専決事項の欄1から66までに掲げる事項</p>

	<p>き、登録ホテルの施設の改善等を講ずべきことを指示すること。</p> <p>5 国際観光ホテル整備法第13条第2項の規定に基づき、登録ホテルの施設の管理の方法の改善等を講ずべきことを指示すること。</p> <p>6 国際観光ホテル整備法第44条第1項の規定に基づき、登録ホテル事業を営む者に対し、その事業に関し報告させること。</p> <p>7 国際観光ホテル整備法第44条第3項の規定に基づき、国際観光ホテル及び旅館の立入検査を行うこと。</p>	
<p>職員公舎の管理に関する事務をつかさどる県民局の総務室及び総務企画室</p>	<p>1 職員公舎の入居申込書を受理すること。</p> <p>2 職員公舎の入居者を決定すること。</p> <p>3 職員公舎の入居許可書を交付すること。</p> <p>4 職員公舎の入居の期日の延長を許可すること。</p> <p>5 職員公舎の使用料を減免すること。</p> <p>6 職員公舎等の滅失、損傷又は汚損の報告を受理すること。</p> <p>7 職員公舎に要する費用のうち、県の負担する費用を決定すること。</p> <p>8 職員公舎の修繕を要する箇所の報告を受理すること。</p> <p>9 職員公舎の同居者の異動を許可し、又は異動の届出書を受理すること。</p> <p>10 職員公舎の入居の許可を取り消すこと。</p> <p>11 職員公舎の明渡しを猶予すること。</p> <p>12 職員公舎の退去届を受理し、又は検査を行う職員を指定すること。</p>	

別表第1 総務室及び総務企画室の部の次に次のように加える。

県民交流室、地域振興室及び地域政策室

区分	県民局長委任事項	県民局長専決事項
<p>神戸県民センターの県民交流室</p>	<p>1 県民局及び県民センターの部北播磨県民局の項県民局長委任事項の欄1から4までに掲げる事項</p> <p>2 総務室及び総務企画室の部総務室の項県民局長委任事項の欄1から81まで及び88から124までに掲げる事項</p> <p>3 総務室及び総務企画室の部阪神北県民局の総務企画室の項県民局長委任事項の欄3から7までに掲げる事項</p>	<p>1 県民局及び県民センターの部北播磨県民局の項県民局長専決事項の欄に掲げる事項</p> <p>2 総務室及び総務企画室の部総務室の項県民局長専決事項の欄1から52まで及び55から66までに掲げる事項</p> <p>3 表彰規則（昭和38年兵庫県規則第80号）の規定に基づき、表彰を行うこと（知事が別に定めるものに限る。）</p>

- |  |  |
|--|--|
| <p>4 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定に基づき、設立等の認証の申請書類を公衆の縦覧に供すること。</p> <p>5 特定非営利活動促進法第30条の規定に基づき、事業報告書等、役員名簿又は定款等を閲覧させ、又は複写させること。</p> <p>6 特定非営利活動促進法第56条の規定に基づき、役員報酬規程等を閲覧させ、又は謄写させること。</p> <p>7 青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第12条の3第1項の規定に基づき、自動販売機による図書類又はがん具類等の販売の届出を受理すること。</p> <p>8 青少年愛護条例第12条の3第2項の規定に基づき、自動販売機の使用の廃止又は変更の届出を受理すること。</p> <p>9 青少年愛護条例施行規則（昭和38年兵庫県規則第23号）第7条第1項の規定に基づき、自販機図書類等販売届出済票を交付すること。</p> <p>10 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン回収破壊法」という。）第15条第1項の規定に基づき、第1種フロン類回収業者の廃業等の届出を受理すること。</p> <p>11 フロン回収破壊法第22条第3項の規定に基づき、第1種フロン類回収業者の回収量等の報告を受理すること。</p> <p>12 フロン回収破壊法第23条の規定に基づき、第1種特定製品整備者、第1種特定製品廃棄等実施者、特定解体工事元請業者又は第1種フロン類回収業者に対し、フロン類の回収の委託、引渡し、引取り又は確認及び説明の実施について必要な指導又は助言をすること。</p> <p>13 フロン回収破壊法第24条第1項の規定に基づき、第1種特定製品廃棄等実施者又は第1種フロン類引渡実施者に対し、必要な措置を講ずべき旨を勧告すること。</p> <p>14 フロン回収破壊法第24条第2項の規定に基づき、第1種特定製品廃棄等実施者、第1種フロン類引渡受託者又は</p> | <p>4 フロン回収破壊法第10条第1項及び第2項の規定に基づき、第1種フロン類回収業者の登録をし、及びその旨を通知すること。</p> <p>5 フロン回収破壊法第11条第1項及び第2項の規定に基づき、第1種フロン類回収業者の登録を拒否し、及びその旨を通知すること。</p> <p>6 フロン回収破壊法第12条第2項において準用するフロン回収破壊法第10条第1項及び第2項の規定に基づき、第1種フロン類回収業者の登録を更新し、及びその旨を通知すること。</p> <p>7 フロン回収破壊法第12条第2項において準用するフロン回収破壊法第11条第1項及び第2項の規定に基づき、第1種フロン類回収業者の登録の更新を拒否し、及びその旨を通知すること。</p> <p>8 フロン回収破壊法第13条第2項において準用するフロン回収破壊法第10条第1項及び第2項の規定に基づき、第1種フロン類回収業者の登録を変更し、及びその旨を通知すること。</p> <p>9 フロン回収破壊法第13条第2項において準用するフロン回収破壊法第11条第1項及び第2項の規定に基づき、第1種フロン類回収業者の登録の変更を拒否し、及びその旨を通知すること。</p> <p>10 フロン回収破壊法第16条の規定に基づき、第1種フロン類回収業者の登録を抹消すること。</p> <p>11 フロン回収破壊法第17条第1項及び同条第2項において準用するフロン回収破壊法第11条第2項の規定に基づき、第1種フロン類回収業者の登録を取り消し、又は業務の停止を命じ、及びその旨を通知すること。</p> <p>12 健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長専決事項の欄10から12までに掲げる事項</p> |
|--|--|

- 第1種フロン類回収業者に対し、必要な措置を講ずべき旨を勧告すること。
- 15 フロン回収破壊法第24条第3項の規定に基づき、第1種フロン類回収業者等に対し、フロン類の回収又は運搬に関する基準を遵守すべき旨を勧告すること。
- 16 フロン回収破壊法第24条第4項の規定に基づき、第1種特定製品整備者、第1種特定製品廃棄等実施者又は第1種フロン類回収業者に対し、フロン類の回収の委託、引渡し又は引取りをすべき旨を勧告すること。
- 17 フロン回収破壊法第24条第5項の規定に基づき、同条第1項から第4項までの規定による勧告に従わない者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 18 フロン回収破壊法第43条の規定に基づき、第1種特定製品整備者、第1種特定製品廃棄等実施者、第1種フロン類引渡受託者又は第1種フロン類回収業者に対し、報告を求めること。
- 19 フロン回収破壊法第44条第1項の規定に基づき、第1種特定製品整備者、第1種特定製品廃棄等実施者、第1種フロン類引渡受託者又は第1種フロン類回収業者の事務所等について立入検査をさせること。
- 20 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）附則第19条の規定によりなお効力を有することとされる自動車リサイクル法附則第18条の規定による改正前のフロン回収破壊法（以下「旧フロン回収破壊法」という。）第33条第1項において準用する旧フロン回収破壊法第15条第1項の規定に基づき、第2種フロン類回収業者の廃業等の届出を受理すること。
- 21 旧フロン回収破壊法第70条の規定に基づき、第2種特定製品引取業者及び第2種フロン類回収業者に対し、報告を求めること。
- 22 旧フロン回収破壊法第71条第1項の規定に基づき、第2種特定製品引取業者及び第2種フロン類回収業者の事務所等について立入検査をさせること。

- 23 環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号。以下「環境条例」という。）第67条の4の規定に基づき、荷主等（県内に所在するものに限る。27及び29において同じ。）に対し、運送等の委託に係る契約の内容の見直し等の適切な措置を講ずべきことを勧告すること。
- 24 環境条例第90条第7項又は第96条第6項の規定に基づき、自然環境保全特別地区内又は環境緑地保全特別地区内における非常災害応急措置の届出を受理すること。
- 25 環境条例第90条第9項又は第96条第8項の規定に基づき、自然環境保全特別地区内又は環境緑地保全特別地区内における既着手行為の届出を受理すること。
- 26 環境条例第94条第2項又は第99条第2項の規定に基づき、自然環境保全普通地区内又は環境緑地保全普通地区内における国等による行為の通知を受理すること。
- 27 環境条例第151条第2項の規定に基づき、ばい煙等の排出者又は荷主等に対し、ばい煙等を排出し、発生させ、又は飛散させる工場等の施設の状況、特定自動車の運行の状況等について報告を求めること。
- 28 環境条例第151条第4項の規定に基づき、事業者に対し、講じた措置の状況その他必要な事項について報告を求めること。
- 29 環境条例第152条第1項の規定に基づき、立入検査させること（ばい煙等を排出し、発生させ、若しくは飛散させる者又は荷主等に係るものに限る。）
- 30 環境条例第153条第1項の規定に基づき、自然環境保全特別地区又は環境緑地保全特別地区の区域内の土地に標識を設置すること。
- 31 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和39年法律第145号）第24条第2項の規定に基づき、施行計画を受理すること。
- 32 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第26

	<p>条第1項の規定に基づき、工事完了届を受理すること。</p>	
<p>阪神南県民センターの県民交流室</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総務室及び総務企画室の部総務室の項県民局長委任事項の欄82から87まで及び125から136までに掲げる事項</li> <li>2 神戸県民センターの県民交流室の項県民局長委任事項の欄1から9までに掲げる事項</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県民局及び県民センターの部北播磨県民局の項県民局長専決事項の欄に掲げる事項</li> <li>2 総務室及び総務企画室の部総務室の項県民局長専決事項の欄1から66までに掲げる事項</li> <li>3 神戸県民センターの県民交流室の項県民局長専決事項の欄3に掲げる事項</li> </ol>
<p>阪神北県民局の県民交流室</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 神戸県民センターの県民交流室の項県民局長委任事項の欄4から30までに掲げる事項</li> <li>2 自然公園法（昭和32年法律第161号）第16条第2項の規定に基づき、県以外の公共団体による国定公園に関する公園事業（以下「国定公園事業」という。）の執行の協議に応ずること。</li> <li>3 自然公園法第16条第3項の規定に基づき、国及び公共団体以外の者による国定公園事業の執行を認可すること。</li> <li>4 自然公園法第16条第4項において準用する同法第10条第6項の規定に基づき、県以外の公共団体による国定公園事業の内容の変更の協議に応じ、又は国及び公共団体以外の者による国定公園事業の内容の変更を認可すること。</li> <li>5 自然公園法第16条第4項において準用する同法第10条第9項の規定に基づき、国定公園事業の内容の軽微な変更の届出を受理すること。</li> <li>6 自然公園法第16条第4項において準用する同法第11条の規定に基づき、国定公園事業の執行の認可を受けた者（以下「国定公園事業者」という。）に対し、国定公園事業の執行の改善を命ずること。</li> <li>7 自然公園法第16条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき、県以外の公共団体による国定公園事業者たる地位の承継の協議に応じ、又は国及び公共団体以外の者による国定公園事業者の地位の承継を承認すること。</li> <li>8 自然公園法第16条第4項において準用する同法第12条第2項の規定に基づき、国定公園事業者の相続人に対し、</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 神戸県民センターの県民交流室の項県民局長専決事項の欄3から11までに掲げる事項</li> <li>2 旧フロン回収破壊法第30条第1項及び第2項の規定に基づき、第2種フロン類回収業者の登録をし、及びその旨を通知すること。</li> <li>3 旧フロン回収破壊法第31条第1項及び第2項の規定に基づき、第2種フロン類回収業者の登録を拒否し、及びその旨を通知すること。</li> <li>4 旧フロン回収破壊法第32条第2項及び同条第4項において準用する旧フロン回収破壊法第30条第2項の規定に基づき、国土交通大臣による通知に係る第2種フロン類回収業者の登録をし、及びその旨を通知すること。</li> <li>5 旧フロン回収破壊法第32条第2項ただし書及び同条第4項において準用する旧フロン回収破壊法第31条第2項の規定に基づき、国土交通大臣による通知に係る第2種フロン類回収業者の登録をせず、及びその旨を通知すること。</li> <li>6 旧フロン回収破壊法第32条第6項において準用する同条第2項及び旧フロン回収破壊法第30条第2項の規定に基づき、国土交通大臣による通知に係る第2種フロン類回収業者の登録を変更し、及びその旨を通知すること。</li> <li>7 旧フロン回収破壊法第32条第6項において準用する同条第2項ただし書及び旧フロン回収破壊法第30条第2項の規定に基づき、国土交通大臣による通知に係る第2種フロン類回収業者の登録を変更せず、及びその旨を通知すること。</li> <li>8 旧フロン回収破壊法第32条第7項の</li> </ol>

- 国定公園事業を引き続き行うことを承認すること。
- 9 自然公園法第16条第4項において準用する同法第13条の規定に基づき、国定公園事業の休止又は廃止の届出を受理すること。
- 10 自然公園法第16条第4項において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国定公園事業の執行の認可の失効の届出を受理すること。
- 11 自然公園法第16条第4項において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、国定公園事業の執行の認可を取り消すこと。
- 12 自然公園法第16条第4項において準用する同法第15条第1項の規定に基づき、国定公園事業者でなくなった者に対し、原状回復等を命ずること。
- 13 自然公園法第17条第1項の規定に基づき、国定公園事業者に対し、報告を命じ、又は立入検査をさせること。
- 14 自然公園法第20条第3項の規定に基づき、特別地域内における行為を許可すること。
- 15 自然公園法第20条第6項の規定に基づき、特別地域内における既着手行為の届出を受理すること。
- 16 自然公園法第20条第7項の規定に基づき、特別地域内における非常災害のための応急措置の届出を受理すること。
- 17 自然公園法第20条第8項の規定に基づき、特別地域内における木竹の植栽等の届出を受理すること。
- 18 自然公園法第21条第3項の規定に基づき、特別保護地区内における行為を許可すること。
- 19 自然公園法第21条第6項の規定に基づき、特別保護地区内における既着手行為の届出を受理すること。
- 20 自然公園法第21条第7項の規定に基づき、特別保護地区内における非常災害のための応急措置の届出を受理すること。
- 21 自然公園法第33条第1項の規定に基づき、普通地域内における行為の届出を受理すること。
- 22 自然公園法第33条第2項の規定に基づき、同条第3項第4号の事由が生じた第2種フロン類回収業者を、旧フロン回収破壊法第30条第1項による登録を受けたものとみなし、及びその旨を通知すること。
- 9 旧フロン回収破壊法第33条第1項において準用する旧フロン回収破壊法第12条第2項において準用する旧フロン回収破壊法第10条第1項及び第2項の規定に基づき、第2種フロン類回収業者の登録を更新し、及びその旨を通知すること。
- 10 旧フロン回収破壊法第33条第1項において準用する旧フロン回収破壊法第12条第2項において準用する旧フロン回収破壊法第11条第1項及び第2項の規定に基づき、第2種フロン類回収業者の登録の更新を拒否し、及びその旨を通知すること。
- 11 旧フロン回収破壊法第33条第1項において準用する旧フロン回収破壊法第13条第2項において準用する旧フロン回収破壊法第10条第1項及び第2項の規定に基づき、第2種フロン類回収業者の登録を変更し、及びその旨を通知すること。
- 12 旧フロン回収破壊法第33条第1項において準用する旧フロン回収破壊法第13条第2項において準用する旧フロン回収破壊法第11条第1項及び第2項の規定に基づき、第2種フロン類回収業者の登録の変更を拒否し、及びその旨を通知すること。
- 13 旧フロン回収破壊法第33条第1項において準用する旧フロン回収破壊法第16条の規定に基づき、第2種フロン類回収業者の登録を抹消すること。
- 14 旧フロン回収破壊法第33条第1項において準用する旧フロン回収破壊法第17条第1項及び旧フロン回収破壊法第33条第1項において準用する旧フロン回収破壊法第17条第2項において準用する旧フロン回収破壊法第11条第2項の規定に基づき、第2種フロン類回収業者の登録を取り消し、又は業務の停止を命じ、及びその旨を通知すること。
- 15 旧フロン回収破壊法第33条第2項において準用する旧フロン回収破壊法第

- づき、21の届出を要する行為について、その行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を命ずること。
- 23 自然公園法第33条第4項又は第6項の規定に基づき、21の届出を要する行為について、処分期間を延長し、又は行為着手制限期間を短縮すること。
- 24 自然公園法第34条第1項の規定に基づき、同法第20条第3項若しくは第21条第3項の規定、同法第32条の規定により許可に付せられた条件又は同法第33条第2項の規定による処分に違反した者に対し、中止等を命ずること。
- 25 自然公園法第35条第1項の規定に基づき、同法第20条第3項若しくは第21条第3項の規定による許可を受けた者又は同法第33条第2項の規定による処分を受けた者に対し、報告を求めること。
- 26 自然公園法第35条第2項の規定に基づき、同法第20条第3項、第21条第3項、第33条第2項又は第34条第1項の規定による処分を行うために必要な立入検査をさせ、又は調査をさせること。
- 27 自然公園法第67条第4項の規定に基づき、国の機関による国定公園事業の執行について協議に応ずること。
- 28 自然公園法第68条第1項の規定に基づき、特別地域又は特別保護地区内における国の機関による行為についての協議に応ずること。
- 29 自然公園法第68条第3項の規定に基づき、特別地域若しくは特別保護地区又は普通地域内における国の機関による行為の通知を受理すること。
- 30 自然公園法第68条第4項の規定に基づき、普通地域内における国の機関による行為の通知に対して協議を求めること。
- 31 自然公園法第79条第2項の規定に基づき、県立自然公園における国の機関による行為について協議に応じ、又は行為の通知を受理し、若しくは行為の通知に対して協議を求めること。
- 31の2 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第7条第4項第9号（同法第8
- 16条の規定に基づき、旧フロン回収破壊法第32条第2項の規定により登録を受けた第2種フロン類回収業者の登録を抹消すること。
- 16 旧フロン回収破壊法第33条第2項において準用する旧フロン回収破壊法第17条第1項及び旧フロン回収破壊法第33条第2項において準用する旧フロン回収破壊法第17条第2項において準用する旧フロン回収破壊法第11条第2項の規定に基づき、旧フロン回収破壊法第32条第2項の規定により登録を受けた第2種フロン類回収業者の登録を取り消し、又は業務の停止を命じ、その旨を第2種フロン類回収業者及びあらかじめ国土交通大臣に通知すること。
- 17 廃棄物処理法第14条第1項の規定に基づき、産業廃棄物収集運搬業の許可をすること。
- 18 廃棄物処理法第14条第2項の規定に基づき、産業廃棄物収集運搬業の許可を更新すること。
- 19 廃棄物処理法第14条の2第1項の規定に基づき、産業廃棄物収集運搬業の変更を許可すること。
- 20 廃棄物処理法第14条の3の規定に基づき、産業廃棄物収集運搬業者に対し、事業の全部又は一部の停止を命ずること。
- 21 廃棄物処理法第14条の3の2第1項又は第2項の規定に基づき、産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消すこと。
- 22 廃棄物処理法第14条の4第1項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可をすること。
- 23 廃棄物処理法第14条の4第2項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を更新すること。
- 24 廃棄物処理法第14条の5第1項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更の許可をすること。
- 25 廃棄物処理法第14条の6において準用する廃棄物処理法第14条の3の規定に基づき、特別管理産業廃棄物収集運搬業者に対し、事業の全部又は一部の停止を命ずること。
- 26 廃棄物処理法第14条の6において準用する廃棄物処理法第14条の3の2第



- 条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、設備整備計画に係る協議に応じ、同意すること。
- 32 兵庫県立自然公園条例(昭和38年兵庫県条例第80号)第7条第2項の規定に基づき、市町による公園事業の執行の協議に応じ、又は市町以外の者による公園事業の執行を認可すること。
- 33 兵庫県立自然公園条例第7条第5項の規定に基づき、市町による公園事業の内容の変更の協議に応じ、又は市町以外の者による公園事業の内容の変更を認可すること。
- 34 兵庫県立自然公園条例第7条第8項の規定に基づき、公園事業の内容の軽微な変更の届出を受理すること。
- 35 兵庫県立自然公園条例第7条の2の規定に基づき、公園事業の執行の認可を受けた者(以下「公園事業者」という。)に対し、公園事業の執行の改善を命ずること。
- 36 兵庫県立自然公園条例第7条の3第1項の規定に基づき、公園事業者たる地位の承継について協議に応じ、又は承認すること。
- 37 兵庫県立自然公園条例第7条の3第2項の規定に基づき、公園事業者の相続人に対し、公園事業を引き続き行うことを承認すること。
- 38 兵庫県立自然公園条例第7条の4の規定に基づき、公園事業の休止又は廃止の届出を受理すること。
- 39 兵庫県立自然公園条例第7条の5第2項の規定に基づき、公園事業の執行の認可の失効の届出を受理すること。
- 40 兵庫県立自然公園条例第7条の5第3項の規定に基づき、公園事業の執行の認可を取り消すこと。
- 41 兵庫県立自然公園条例第7条の6第1項の規定に基づき、公園事業者でなくなった者に対し、原状回復等を命ずること。
- 42 兵庫県立自然公園条例第7条の7第1項の規定に基づき、公園事業者に対し、報告を命じ、又は立入検査をさせること。
- 43 兵庫県立自然公園条例第9条第4項の規定に基づき、特別地域内における
- 1項又は第2項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物収集運搬業者の許可を取り消すこと。
- 27 廃棄物処理法第19条の3の規定に基づき、産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者に対し、産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- 28 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令附則第5条第1項の規定に基づき、事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の確認を行うこと。
- 29 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令附則第5条第3項の規定に基づき、事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の確認を行うこと。
- 30 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条第1項に基づき、浄化槽保守点検業者の登録をすること。
- 31 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条第3項の規定に基づき、浄化槽保守点検業者の更新の登録をすること。
- 32 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第5条第1項及び第2項(同条例第6条第2項又は第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、浄化槽保守点検業者の登録を拒否し、及びその旨を通知すること。
- 33 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第1項の規定に基づき、営業区域に関する変更の登録をすること。
- 34 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第15条第2項に基づき、浄化槽保守点検業者の登録の取消し又は事業の停止を命ずること。
- 35 自動車リサイクル法第20条第3項の規定に基づき、関連事業者(破碎業者を除く。)に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 36 自動車リサイクル法第42条第1項の規定に基づき、引取業者の登録をすること。
- 37 自動車リサイクル法第42条第2項の規定に基づき、引取業者の登録を更新すること。
- 38 自動車リサイクル法第45条第1項の

行為を許可すること。

44 兵庫県立自然公園条例第9条第5項の規定に基づき、特別地域内における既着手行為の届出を受理すること。

45 兵庫県立自然公園条例第9条第6項の規定に基づき、特別地域内における非常災害のための応急措置の届出を受理すること。

46 兵庫県立自然公園条例第11条第1項の規定に基づき、普通地域内における行為の届出を受理すること。

47 兵庫県立自然公園条例第11条第2項の規定に基づき、46の届出を要する行為について、その行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を命ずること。

48 兵庫県立自然公園条例第11条第4項又は第6項の規定に基づき、46の届出を要する行為について、処分期間を延長し、又は行為着手制限期間を短縮すること。

49 兵庫県立自然公園条例第12条第1項の規定に基づき、同項各号のいずれかに該当する者に対し、中止等を命ずること。

50 兵庫県立自然公園条例第13条第1項の規定に基づき、処分を受けた者に対し、報告を求めること。

51 兵庫県立自然公園条例第13条第2項の規定に基づき、処分を行うために必要な立入検査をさせ、又は調査をさせること。

52 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第6条第1項及び第7条第1項の規定に基づき、ばい煙発生施設の設置等の届出を受理すること。

53 大気汚染防止法第8条第1項の規定に基づき、ばい煙発生施設の構造等の変更の届出を受理すること。

54 大気汚染防止法第9条の規定に基づき、ばい煙発生施設に係る届出者に対し、その施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法に関する計画の変更又はその施設の設置に関する計画の廃止を命ずること。

55 大気汚染防止法第9条の2の規定に基づき、特定工場等の設置者に対し、特定工場等における指定ばい煙の処理

規定に基づき、引取業者の登録を拒否すること。

39 自動車リサイクル法第49条の規定に基づき、引取業者の登録を抹消すること。

40 自動車リサイクル法第51条第1項の規定に基づき、引取業者の登録を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。

41 自動車リサイクル法第53条第1項の規定に基づき、フロン類回収業者の登録をすること。

42 自動車リサイクル法第53条第2項の規定に基づき、フロン類回収業者の登録を更新すること。

43 自動車リサイクル法第56条の規定に基づき、フロン類回収業者の登録を拒否すること。

44 自動車リサイクル法第58条第1項の規定に基づき、フロン類回収業者の登録を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。

45 自動車リサイクル法第59条において準用する自動車リサイクル法第49条の規定に基づき、フロン類回収業者の登録を抹消すること。

46 自動車リサイクル法第60条第1項の規定に基づき、解体業の許可をすること。

47 自動車リサイクル法第60条第2項の規定に基づき、解体業の許可を更新すること。

48 自動車リサイクル法第66条の規定に基づき、解体業の許可を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。

49 自動車リサイクル法第90条第3項の規定に基づき、関連事業者（破砕業者を除く。）に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

50 自動車リサイクル法第125条第1項又は第2項の規定に基づき、警察本部長の意見を聴くこと。

51 自動車リサイクル法第127条の規定に基づき、関係行政機関等に対し、照会し、又は協力を求めること。

- の方法の改善、使用燃料の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずること。
- 56 大気汚染防止法第10条第2項（同法第17条の12第1項及び第18条の13第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、制限期間を短縮すること。
- 57 大気汚染防止法第11条（同法第17条の12第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、氏名の変更等の届出を受理すること。
- 58 大気汚染防止法第12条第3項（同法第17条の12第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、ばい煙発生施設に係る届出者の地位の承継の届出を受理すること。
- 59 大気汚染防止法第14条第1項の規定に基づき、ばい煙の排出者に対し、ばい煙発生施設の構造の改善等を命ずること。
- 60 大気汚染防止法第14条第3項の規定に基づき、特定工場等の設置者に対し、特定工場等における指定ばい煙の処理の方法の改善、使用燃料の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずること。
- 61 大気汚染防止法第15条第1項の規定に基づき、硫黄酸化物を大気中に排出する者に対し、燃料使用基準に従うべきことを勧告すること。
- 62 大気汚染防止法第15条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による勧告に従わない者に対し、燃料使用基準に従うべきことを命ずること。
- 63 大気汚染防止法第15条の2第1項の規定に基づき、特定工場等以外の工場又は事業場の設置者に対し、燃料使用基準に従うべきことを勧告すること。
- 64 大気汚染防止法第15条の2第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による勧告を受けた者に対し、燃料使用基準に従うべきことを命ずること。
- 65 大気汚染防止法第17条第2項の規定に基づき、ばい煙発生施設を設置している者又は特定施設を工場若しくは事業場に設置している者からの事故の状

況の通報を受けること。

66 大気汚染防止法第17条第3項の規定に基づき、ばい煙発生施設を設置している者又は特定施設を工場若しくは事業場に設置している者に対し、ばい煙又は特定物質に関する事故時に必要な措置をとるべきことを命ずること。

67 大気汚染防止法第17条の4第1項及び第17条の5第1項の規定に基づき、揮発性有機化合物排出施設の設置等の届出を受理すること。

68 大気汚染防止法第17条の6の規定に基づき、揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出を受理すること。

69 大気汚染防止法第17条の7の規定に基づき、揮発性有機化合物排出施設に係る届出者に対し、その施設の構造若しくは使用の方法若しくは揮発性有機化合物の処理の方法に関する計画の変更又はその施設の設置に関する計画の廃止を命ずること。

70 大気汚染防止法第17条の10の規定に基づき、揮発性有機化合物の排出者に対し、揮発性有機化合物排出施設の構造の改善等を命ずること。

71 大気汚染防止法第18条及び第18条の2の規定に基づき、一般粉じん発生施設の設置等の届出を受理すること。

72 大気汚染防止法第18条の4の規定に基づき、一般粉じん発生施設を設置している者に対し、一般粉じんに係る基準に従うべきことを命じ、又は一般粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずること。

73 大気汚染防止法第18条の6及び第18条の7の規定に基づき、特定粉じん発生施設の設置等の届出を受理すること。

74 大気汚染防止法第18条の8の規定に基づき、特定粉じん発生施設に係る届出者に対し、その施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定粉じんの処理の方法若しくは飛散の防止の方法に関する計画の変更又はその施設の設置に関する計画の廃止を命ずること。

75 大気汚染防止法第18条の11の規定に基づき、特定粉じん排出者に対し、特定粉じん発生施設の構造若しくは使用

- の方法の改善若しくは特定粉じんの処理の方法若しくは飛散の防止の方法の改善を命じ、又は当該特定粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずること。
- 76 大気汚染防止法第18条の15第1項又は第2項の規定に基づき、特定粉じん排出等作業の実施の届出を受理すること。
- 77 大気汚染防止法第18条の16の規定に基づき、特定粉じん排出等作業に係る届出者に対し、その作業の方法に関する計画の変更を命ずること。
- 78 大気汚染防止法第18条の18の規定に基づき、特定工事を施工する者に対し、作業基準に従うべきことを命じ、又は特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずること。
- 79 大気汚染防止法第26条第1項の規定に基づき、ばい煙発生施設を設置している者等に対し、必要な事項の報告を求め、又は立入検査をさせること。
- 80 ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第12条第1項又は第13条第1項若しくは第2項の規定に基づき、特定施設の設置等の届出を受理すること。
- 81 ダイオキシン類対策特別措置法第14条第1項の規定に基づき、特定施設の構造等の変更の届出を受理すること。
- 82 ダイオキシン類対策特別措置法第15条の規定に基づき、特定施設に係る届出者に対し、当該特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該特定施設に係る発生ガス若しくは汚水若しくは廃液の処理に関する計画の変更又は届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずること。
- 83 ダイオキシン類対策特別措置法第16条の規定に基づき、届出に係る大気基準適用施設が設置される総量規制基準適用事業場の設置者に対し、当該総量規制基準適用事業場における発生ガスの処理の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずること。
- 84 ダイオキシン類対策特別措置法第17条第2項の規定に基づき、特定施設の設置等の制限期間を短縮すること。
- 85 ダイオキシン類対策特別措置法第18

条の規定に基づき、氏名等の変更の届出を受理すること。

86 ダイオキシン類対策特別措置法第19条第3項の規定に基づき、特定施設に係る届出者の地位の承継の届出を受理すること。

87 ダイオキシン類対策特別措置法第22条第1項の規定に基づき、排出者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該特定施設に係る発生ガス若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法の改善を命じ、又は当該特定施設の使用の一時停止を命ずること。

88 ダイオキシン類対策特別措置法第22条第3項の規定に基づき、総量規制基準適用事業場の設置者に対し、期限を定めて当該総量規制基準適用事業場における発生ガスの処理方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずること。

89 ダイオキシン類対策特別措置法第23条第3項の規定に基づき、特定施設の設置者に対し、事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずること。

90 ダイオキシン類対策特別措置法第27条第4項の規定に基づき、職員に土地に立ち入り、土壌その他の物につき調査測定させ、又は土壌その他の物を集取させること。

91 ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項の規定に基づき、排出ガス、排出水等の測定結果の報告を受理すること。

92 ダイオキシン類対策特別措置法第34条第1項の規定に基づき、特定施設の設置者に対し、必要な事項の報告を求め、又は立入検査をさせること。

93 旧フロン回収破壊法第33条第1項及び第2項において準用する旧フロン回収破壊法第22条第2項の規定に基づき、第2種フロン類回収業者の回収量等の報告を受理すること。

94 旧フロン回収破壊法第42条第1項の規定に基づき、第2種特定製品引取業者及び第2種フロン類回収業者に対し、第2種特定製品及びフロン類の引

取り又は引渡しの実施について必要な指導又は助言をすること。

95 旧フロン回収破壊法第43条第1項の規定に基づき、第2種フロン類回収業者に対し、フロン類の回収又は運搬に関する基準を遵守すべき旨を勧告すること。

96 旧フロン回収破壊法第43条第2項の規定に基づき、国土交通大臣に通知すること。

97 旧フロン回収破壊法第43条第4項の規定に基づき、第2種特定製品引取業者及び第2種フロン類回収業者に対し、フロン類の引取り又は引渡しをすべき旨を勧告すること。

98 旧フロン回収破壊法第43条第6項の規定に基づき、同条第1項又は第4項の規定による勧告に従わない者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

99 旧フロン回収破壊法第64条第1項の規定に基づき、第2種特定製品引取業者及び第2種フロン類回収業者に対し、報告を求め、又は必要な措置をとるべき旨を勧告すること。

100 旧フロン回収破壊法第64条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による勧告に従わない者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

101 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第8条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置の許可をすること。

102 廃棄物処理法第8条第5項（廃棄物処理法第9条第2項において準用する場合を含む。）に基づき、一般廃棄物処理施設の設置について、告示した旨を関係市町の長に通知し、意見を聴くこと。

103 廃棄物処理法第8条第6項（廃棄物処理法第9条第2項により準用する場合を含む。）に基づき、一般廃棄物処理施設の設置について、利害関係を有する者からの意見書を受理すること。

104 廃棄物処理法第8条の2第3項（廃棄物処理法第9条第2項において準用

- する場合を含む。)に基づき、一般廃棄物処理施設の設置について、専門的知識を有する者の意見を聴くこと。
- 105 廃棄物処理法第8条の2第5項(廃棄物処理法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の検査をすること。
- 106 廃棄物処理法第8条の2の2第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の検査をすること。
- 107 廃棄物処理法第9条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の変更の許可をすること。
- 108 廃棄物処理法第9条第3項及び第4項(廃棄物処理法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、軽微な変更、氏名等の変更又は一般廃棄物処理施設の廃止、休止若しくは再開の届出及び一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出を受理すること。
- 109 廃棄物処理法第9条第5項(廃棄物処理法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、一般廃棄物の最終処分場の状況が技術上の基準に適合していることについての確認をすること。
- 110 廃棄物処理法第9条の2第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の改善を命じ、又は使用の一時停止を命ずること。
- 111 廃棄物処理法第9条の2の2第1項又は第2項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の許可を取り消すこと。
- 112 廃棄物処理法第9条の2の4第1項の規定に基づき、熱回収施設を設置している者の認定をすること。
- 113 廃棄物処理法第9条の2の4第5項の規定に基づき、認定熱回収施設設置者の認定を取り消すこと。
- 114 廃棄物処理法第9条の3第1項又は第8項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置又は変更の届出を受理すること。
- 115 廃棄物処理法第9条の3第3項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置又は変更の届出に係る計画



の変更又は廃止を命ずること。

116 廃棄物処理法第9条の3第4項ただし書（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置又は変更の届出の内容が相当であると認める旨の通知をすること。

117 廃棄物処理法第9条の3第10項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の改善を命じ、又は使用の一時停止を命ずること。

118 廃棄物処理法第9条の5の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可をすること。

119 廃棄物処理法第9条の6の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可をすること。

120 廃棄物処理法第9条の7第2項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設に係る相続による地位の承継の届出を受理すること。

121 廃棄物処理法第12条第3項の規定に基づき、産業廃棄物の保管を行おうとする旨の届出及びその変更の届出を受理すること。

122 廃棄物処理法第12条第4項の規定に基づき、産業廃棄物の保管を行った旨の届出を受理すること。

123 廃棄物処理法第12条の2第3項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の保管を行おうとする旨の届出及びその変更の届出を受理すること。

124 廃棄物処理法第12条の2第4項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の保管を行った旨の届出を受理すること。

125 廃棄物処理法第12条の3第7項の規定に基づき、産業廃棄物管理票に関する報告書を受理すること。

126 廃棄物処理法第12条の6の規定に基づき、産業廃棄物の適正な処理に関し必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。

127 廃棄物処理法第14条の2第3項において準用する廃棄物処理法第7条の2第3項の規定に基づき、産業廃棄物処理業の変更届（収集運搬業に係るも

のに限る。)を受理すること。

128 廃棄物処理法第14条の5第3項において準用する廃棄物処理法第7条の2第3項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物処理業の変更届(収集運搬業に係るものに限る。)を受理すること。

129 廃棄物処理法第15条第1項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設(廃棄物処理法第14条第6項又は第14条の4第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた者に係るものを除く。129の2から144までにおいて同じ。)の設置の許可をすること。

129の2 廃棄物処理法第15条第5項(廃棄物処理法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、産業廃棄物処理施設に関する告示をした旨を関係市町の長に通知し、意見を聴くこと。

130 廃棄物処理法第15条第6項(廃棄物処理法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の設置について、利害関係を有する者からの意見書を受理すること。

131 廃棄物処理法第15条の2第3項(廃棄物処理法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の設置について、専門的知識を有する者の意見を聴くこと。

132 廃棄物処理法第15条の2第5項(廃棄物処理法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の検査をすること。

133 廃棄物処理法第15条の2の2第1項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の検査をすること。

134 廃棄物処理法第15条の2の5の規定に基づき、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類等届出書を受理すること。

135 廃棄物処理法第15条の2の6第1項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の変更の許可をすること。

136 廃棄物処理法第15条の2の6第3

項において準用する廃棄物処理法第9条第3項又は第4項の規定に基づき、軽微な変更、氏名等の変更又は産業廃棄物処理施設の廃止、休止若しくは再開の届出及び産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出を受理すること。

137 廃棄物処理法第15条の2の6第3項において準用する廃棄物処理法第9条第5項の規定に基づき、産業廃棄物の最終処分場の状況が技術上の基準に適合していることについての確認をすること。

138 廃棄物処理法第15条の2の7の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の改善を命じ、又は使用の一時停止を命ずること。

139 廃棄物処理法第15条の3第1項又は第2項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の許可を取り消すこと。

140 廃棄物処理法第15条の3の3第1項の規定に基づき、熱回収施設を設置している者の認定をすること。

141 廃棄物処理法第15条の3の3第5項の規定に基づき、認定熱回収施設設置者の認定を取り消すこと。

142 廃棄物処理法第15条の4において準用する廃棄物処理法第9条の5の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可をすること。

143 廃棄物処理法第15条の4において準用する廃棄物処理法第9条の6の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可をすること。

144 廃棄物処理法第15条の4において準用する廃棄物処理法第9条の7の規定に基づき、産業廃棄物処理施設に係る相続による地位の承継の届出を受理すること。

145 廃棄物処理法第15条の19第1項から第3項までの規定に基づき、土地の形質の変更の届出を受理すること。

146 廃棄物処理法第18条第1項の規定に基づき、事業者等に対し、報告を求めること。

147 廃棄物処理法第19条第1項の規定に基づき、事業者等の事務所等につい

て立入検査をさせること。

148 廃棄物処理法第19条の3の規定に基づき、事業者等（産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた者を除く。）に対し、産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずること。

149 廃棄物処理法第21条の2第1項の規定に基づき、特定処理施設の事故の状況及び講じた措置の概要の届出を受理すること。

150 廃棄物処理法第21条の2第2項の規定に基づき、特定処理施設の設置者に対し、応急の措置を講ずべきことを命ずること。

151 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条の5又は第7条の4の規定に基づき、認定熱回収施設設置者の熱回収施設において熱回収を行わなくなったとき、熱回収施設を廃止し、若しくは休止し、若しくは再開したとき、又は熱回収施設の設置を変更したときの届出を受理すること。

152 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第5条の5の11又は第12条の11の11の規定に基づき、熱回収施設における熱回収に関する報告書を受理すること。

153 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の2の6又は第8条の13の6の規定に基づき、保管の廃止の届出を受理すること。

154 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の29又は第8条の38の規定に基づき、措置内容等報告書を受理すること。

155 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB法」という。）第8条の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況の届出を受理すること。

156 PCB法第9条の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況の公表を行うこと。

- 157 P C B 法第14条の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の実施の確保のために必要な指導及び助言を行うこと。
- 158 P C B 法第16条の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- 159 P C B 法第17条の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分に関する報告を受理すること。
- 160 P C B 法第18条の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管事業者等の事業所等へ立ち入り、検査させ、又は収去させること。
- 161 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第19条の規定に基づき、対象建設工事受注者に対して特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関し、必要な助言又は勧告をすること。
- 162 建設リサイクル法第20条の規定に基づき、対象建設工事受注者に対して特定建設資材廃棄物の再資源化等の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずること。
- 163 建設リサイクル法第42条第2項の規定に基づき、対象建設工事受注者に対して特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施の状況に関する報告を求めること。
- 164 建設リサイクル法第43条第1項の規定に基づき、対象建設工事の現場等への立入検査をさせること。
- 165 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第5条第1項の規定に基づき、浄化槽の設置又は変更の届出を受理すること（特定行政庁の権限に係るものを除く。167において同じ。）
- 166 浄化槽法第5条第2項の規定に基づき、浄化槽の設置又は変更の計画について必要な勧告をすること。
- 167 浄化槽法第5条第4項ただし書の規定に基づき、届出の内容が相当であると認める旨の通知をすること。
- 168 浄化槽法第7条第2項（同法第11条第2項において準用する場合を含む。）

- の規定に基づき、指定検査機関からの報告を受理すること。
- 169 浄化槽法第7条の2第1項の規定に基づき、浄化槽管理者に対し、必要な指導及び助言をすること。
- 170 浄化槽法第7条の2第2項の規定に基づき、浄化槽管理者に対し、水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすること。
- 171 浄化槽法第7条の2第3項の規定に基づき、浄化槽管理者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 172 浄化槽法第10条の2の規定に基づき、浄化槽の使用開始年月日等の報告書を受理すること。
- 173 浄化槽法第11条の2の規定に基づき、浄化槽の使用の廃止の届出を受理すること。
- 174 浄化槽法第12条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検又は清掃について必要な助言、指導又は勧告をすること。
- 175 浄化槽法第12条第2項の規定に基づき、浄化槽の保守点検又は清掃について必要な改善措置を命じ、又は浄化槽の使用の停止を命ずること。
- 176 浄化槽法第12条の2第1項の規定に基づき、浄化槽管理者に対し、必要な指導及び助言をすること。
- 177 浄化槽法第12条の2第2項の規定に基づき、浄化槽管理者に対し、水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすること。
- 178 浄化槽法第12条の2第3項の規定に基づき、浄化槽管理者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 179 浄化槽法第32条第1項の規定に基づき、浄化槽工事について必要な指示をすること。
- 180 浄化槽法第53条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検若しくは清掃又は業務に関し報告させること。
- 181 浄化槽法第53条第2項の規定に基づき、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させること。

- 182 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年兵庫県条例第11号）第4条第2項（同条例第6条第2項、第7条第2項又は第15条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登録した旨を当該申請者及び営業区域を管轄する市町長に通知すること。
- 183 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第7条第2項の規定に基づき、変更の届出を受理すること。
- 184 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第8条の規定に基づき、廃業等の届出を受理すること。
- 185 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第9条第1項の規定に基づき、浄化槽保守点検業者の登録を抹消すること。
- 186 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第15条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検について必要な指示をすること。
- 187 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第16条第1項の規定に基づき、業務に関して報告させること。
- 188 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第16条第2項の規定に基づき、営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させること。
- 189 産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成元年兵庫県条例第9号。以下「産業廃棄物紛争予防調整条例」という。）第6条の規定に基づき、事業計画書を受理すること。
- 190 産業廃棄物紛争予防調整条例第7条の規定に基づき、周知計画書を受理すること。
- 191 産業廃棄物紛争予防調整条例第9条の規定に基づき、関係市町の長に対し、周知計画の内容等について必要な指導を要請すること。
- 192 産業廃棄物紛争予防調整条例第11条の規定に基づき、関係住民からの意見書を受理すること。
- 193 産業廃棄物紛争予防調整条例第12条の規定に基づき、実施状況の報告書

を受理すること。

194 産業廃棄物紛争予防調整条例第13条の規定に基づき、関係市町の長に対し、事業計画について意見を求めること。

195 産業廃棄物紛争予防調整条例第14条の規定に基づき、事業者に対し、事業計画について必要な指導又は助言を行うこと。

196 産業廃棄物紛争予防調整条例第16条第1項の規定に基づき、事業計画変更届又は周知計画変更届を受理すること。

197 産業廃棄物紛争予防調整条例第17条第1項の規定に基づき、事業計画の廃止の届出を受理すること。

198 産業廃棄物紛争予防調整条例第17条第3項の規定に基づき、事業計画の廃止の届出があった旨を関係市町の長に通知すること。

199 産業廃棄物紛争予防調整条例第20条の規定に基づき、事業者に対し、必要な事項について報告を求めること。

200 ポリ塩化ビフェニール（PCB）等の取扱いの規制に関する条例（昭和48年兵庫県条例第54号。以下「PCB条例」という。）第5条の規定に基づき、PCB又はPCB製品（以下「PCB等」という。）の処分の方法を指示すること。

201 PCB条例第6条第1項又は第2項の規定に基づき、PCB等の使用等の届出又は変更の届出を受理すること。

202 PCB条例第7条の規定に基づき、PCBによる環境の汚染の防止について必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずること。

203 PCB条例第8条の規定に基づき、PCB等の管理の状況等について報告を求めること。

204 PCB条例第9条第1項の規定に基づき、立入検査をさせること。

205 ポリ塩化ビフェニール（PCB）等の取扱いの規制に関する条例施行規則（昭和49年兵庫県規則第1号）第5条の規定に基づき、事故報告書を受理すること。



- 206 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例（平成15年兵庫県条例第23号。以下「産業廃棄物等不適正処理防止条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、産業廃棄物の保管の届出を受理すること。
- 207 産業廃棄物等不適正処理防止条例第10条第1項又は第2項の規定に基づき、産業廃棄物の保管の変更の届出を受理すること。
- 208 産業廃棄物等不適正処理防止条例第11条の規定に基づき、産業廃棄物の保管の廃止の届出を受理すること。
- 209 産業廃棄物等不適正処理防止条例第14条第1項の規定に基づき、産業廃棄物の搬入の停止を命ずること。
- 210 産業廃棄物等不適正処理防止条例第16条の3第1項の規定に基づき、建設資材廃棄物の引渡しの完了の報告を受理すること。
- 211 産業廃棄物等不適正処理防止条例第16条の3第2項の規定に基づき、解体工事の注文者からの申告及び適切な措置をとるべき旨の求めを受理すること。
- 212 産業廃棄物等不適正処理防止条例第18条第1項の規定に基づき、特定物の多量保管の届出を受理すること。
- 213 産業廃棄物等不適正処理防止条例第19条において準用する産業廃棄物等不適正処理防止条例第10条第1項又は第2項の規定に基づき、特定物の多量保管の変更の届出を受理すること。
- 214 産業廃棄物等不適正処理防止条例第19条において準用する産業廃棄物等不適正処理防止条例第11条の規定に基づき、特定物の多量保管の廃止の届出を受理すること。
- 215 産業廃棄物等不適正処理防止条例第20条の規定に基づき、保管方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- 216 産業廃棄物等不適正処理防止条例第21条において準用する産業廃棄物等不適正処理防止条例第14条第1項の規定に基づき、特定物の搬入の停止を命ずること。
- 217 産業廃棄物等不適正処理防止条例

- 第22条第2項の規定に基づき、土砂埋立て等の停止、土壌の汚染調査及び排水の水質調査を命ずること。
- 218 産業廃棄物等不適正処理防止条例第23条の規定に基づき、特定事業の許可をすること。
- 219 産業廃棄物等不適正処理防止条例第26条第1項の規定に基づき、特定事業の変更の許可をすること。
- 220 産業廃棄物等不適正処理防止条例第26条第3項の規定に基づき、特定事業の軽微な変更の届出を受理すること。
- 221 産業廃棄物等不適正処理防止条例第27条の規定に基づき、特定事業の許可に条件を付すること。
- 222 産業廃棄物等不適正処理防止条例第28条第1項の規定に基づき、土砂等の搬入の届出を受理すること。
- 223 産業廃棄物等不適正処理防止条例第31条第2項の規定に基づき、特定事業の廃止の届出を受理すること。
- 224 産業廃棄物等不適正処理防止条例第32条第1項の規定に基づき、特定事業の完了の届出を受理すること。
- 225 産業廃棄物等不適正処理防止条例第32条第2項の規定に基づき、特定事業の完了の届出をした者に対し、土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- 226 産業廃棄物等不適正処理防止条例第33条第2項の規定に基づき、特定事業の許可を受けた者の地位の承継の届出を受理すること。
- 227 産業廃棄物等不適正処理防止条例第34条の規定に基づき、廃棄物の土砂等への混入を防止するために必要な措置又は土砂等の流出若しくは崩落による災害の発生を防止するために必要な措置の変更その他必要な措置を講ずべきことを勧告すること。
- 228 産業廃棄物等不適正処理防止条例第36条第1項の規定に基づき、特定事業の許可を取り消し、又は許可に係る特定事業の停止を命ずること。
- 229 産業廃棄物等不適正処理防止条例第39条の規定に基づき、産業廃棄物若

- しくは特定物の保管又は土砂埋立て等  
に関し、必要な報告を求めること。
- 230 産業廃棄物等不適正処理防止条例  
第40条第1項の規定に基づき、産業廃  
棄物若しくは特定物の保管をする者又  
は土砂埋立て等を行う者の事務所等  
について立入検査をさせ、関係人に質問  
させ、又は産業廃棄物等を収去させる  
こと。
- 231 産業廃棄物等不適正処理防止条例  
第41条の規定に基づき、命令等の内容、  
命令等を行った者の氏名等を公表する  
こと。
- 232 水質汚濁防止法（昭和45年法律第  
138号）第5条及び第6条の規定に基づ  
き、特定施設、有害物質使用特定施設  
又は有害物質貯蔵指定施設の設置等の  
届出を受理すること。
- 233 水質汚濁防止法第7条の規定に基  
づき、特定施設、有害物質使用特定施  
設又は有害物質貯蔵指定施設の構造等  
の変更の届出を受理すること。
- 234 水質汚濁防止法第8条の規定に基  
づき、特定施設、有害物質使用特定施  
設又は有害物質貯蔵指定施設に係る届  
出者に対し、その構造若しくは使用の  
方法若しくは汚水等の処理の方法に関  
する計画の変更又はその施設の設置に  
関する計画の廃止を命ずること。
- 235 水質汚濁防止法第8条の2の規定  
に基づき、指定地域内事業場の設置者  
に対し、汚水又は廃液の処理の方法の  
改善等の措置を命ずること。
- 236 水質汚濁防止法第9条第2項の規  
定に基づき、制限期間を短縮すること。
- 237 水質汚濁防止法第10条の規定に基  
づき、氏名の変更等の届出を受理する  
こと。
- 238 水質汚濁防止法第11条第3項の規  
定に基づき、特定施設、有害物質使用  
特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に  
係る届出者の地位の承継の届出を受理  
すること。
- 239 水質汚濁防止法第13条第1項の規  
定に基づき、排水水を排出する者に対  
し、特定施設の構造の改善等を命ずる  
こと。
- 240 水質汚濁防止法第13条第3項の規

定に基づき、排出水を排出する者に対し、汚水又は廃液の処理の方法の改善等の措置を命ずること。

241 水質汚濁防止法第13条の2第1項の規定に基づき、特定地下浸透水を浸透させる者に対し、特定施設の構造の改善等を命ずること。

242 水質汚濁防止法第13条の3第1項の規定に基づき、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者に対し、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造の改善等を命ずること。

243 水質汚濁防止法第13条の4の規定に基づき、指定地域内事業場から排出水を排出する者以外の者に対し、指導、助言及び勧告を行うこと。

244 水質汚濁防止法第14条第3項の規定に基づき、汚濁負荷量の測定手法の届出及びその変更の届出を受理すること。

245 水質汚濁防止法第14条の2第1項から第3項までの規定に基づき、事故の状況及び講じた措置に関する届出を受理すること。

246 水質汚濁防止法第14条の2第4項の規定に基づき、応急の措置を講ずべきことを命ずること。

247 水質汚濁防止法第18条の規定に基づき、排出水を排出する者に対し、排出水の量の減少その他必要な措置を命ずること。

248 水質汚濁防止法第22条第1項の規定に基づき、特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者又は設置者であった者に対し、必要な事項の報告を求め、又は立入検査をさせること。

249 水質汚濁防止法第22条第2項の規定に基づき、必要な事項の報告を求めること。

250 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第12条の5の規定に基づき、指定物質削減指導方針に従い、指導、助言及び勧告をすること。

251 瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の6第1項の規定に基づき、指定物質排出者に対し、必要な事項の報告を求めること。

- 252 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第29条第1項の規定に基づき、必要な事項について報告を求め、又は立入検査をさせること。
- 253 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律107号。以下「公害防止組織法」という。）第3条第3項（公害防止組織法第4条第3項、第5条第3項及び第6条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定事業者から公害防止統括者等の選任等の届出を受理すること。
- 254 公害防止組織法第10条の規定に基づき、特定事業者に対し、公害防止統括者等の解任を命ずること。
- 255 公害防止組織法第11条第1項の規定に基づき、特定事業者に対し、必要な事項の報告を求め、又は立入検査をさせること。
- 256 環境条例第36条第1項の規定に基づき、指定施設を有する工場等の設置を許可すること。
- 257 環境条例第38条第1項の規定に基づき、指定施設を有する工場等の設置者からの届出を受理すること。
- 258 環境条例第39条第1項の規定に基づき、工場等に係る業種等の変更の許可をすること。
- 259 環境条例第40条第1項の規定に基づき、許可に係る工事の完了の届出を受理すること。
- 260 環境条例第40条第2項の規定に基づき、許可の基準及び条件についての確認をすること。
- 261 環境条例第41条又は第47条の規定に基づき、氏名の変更等の届出を受理すること。
- 262 環境条例第42条第3項（環境条例第43条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、許可を受けた者の地位の承継の届出を受理すること。
- 263 環境条例第43条第1項又は第2項の規定に基づき、特定施設等の設置等の届出を受理すること。
- 264 環境条例第44条の規定に基づき、特定施設等の変更の届出を受理すること。

- 265 環境条例第45条の規定に基づき、施設の構造等の計画の変更等を命ずること。
- 266 環境条例第46条第2項の規定に基づき、制限期間を短縮すること。
- 267 環境条例第48条第1項の規定に基づき、工場等の設置の許可を取り消し、当該施設の構造等の改善等を命ずること。
- 268 環境条例第48条第2項の規定に基づき、特定施設の構造の改善等を命ずること。
- 269 環境条例第49条第2項の規定に基づき、施設管理者の設置等の届出を受理すること。
- 270 環境条例第50条第1項の規定に基づき、工場等の設置者に対し、ばい煙等の処理の方法等について必要な措置を講ずべきこと等を命ずること。
- 271 環境条例第50条第2項の規定に基づき、工場等の設置者に対し、当該施設の構造等の改善等を勧告すること。
- 272 環境条例第51条第1項の規定に基づき、工場等の設置者に対し、ばい煙等の量等の減少について協力を求めること。
- 273 環境条例第51条第2項の規定に基づき、工場等の設置者から、ばい煙等の量等の減少の措置に関する計画の届出を受理すること。
- 274 環境条例第51条第3項の規定に基づき、工場等の設置者に対し、ばい煙等の量等の減少のための措置を講ずべきこと等を命ずること（汚水に係るものに限る。）。
- 275 環境条例第52条第2項の規定に基づき、事故の状況等の届出を受理すること。
- 276 環境条例第52条第3項の規定に基づき、復旧工事の完了の届出を受理すること。
- 277 環境条例第53条の規定に基づき、ばい煙等の量等の減少措置に関する計画の提出等について協力を求めること。
- 278 環境条例第54条第1項の規定に基づき、硫黄酸化物等を大気中に排出する者に対し、燃料使用基準又は原料基準に従うべきことを勧告すること。

- 279 環境条例第54条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による勧告に従わない者に対し、燃料使用基準又は原料基準に従うべきことを命ずること。
- 280 環境条例第55条の規定に基づき、燃料等の変更等の改善を勧告すること。
- 281 環境条例第57条第1項又は第2項の規定に基づき、特定工作物解体等工事の実施の届出を受理すること。
- 282 環境条例第58条第1項の規定に基づき、特定工作物解体等工事を施工する者に対し、粉じんの処理等の方法を改善すべきこと等を勧告すること。
- 283 環境条例第58条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による勧告に従わないで特定工作物解体等工事を施工する者に対し、粉じんの処理等の方法の改善等を命ずること。
- 284 環境条例第118条第2項又は第3項の規定に基づき、特定工場等の緑化に関する計画の届出を受理すること（尼崎市及び西宮市に関するものを除く。285から291までにおいて同じ。）
- 285 環境条例第118条第4項の規定に基づき、工場等の所有者又は管理者に対し、必要な指導又は助言をすること（技術的な指導又は助言に係るものを除く。）
- 286 環境条例第128条第2項又は第4項の規定に基づき、廃自動車等の保管の方法について協議すること。
- 287 環境条例第128条第3項の規定に基づき、廃自動車等の保管の方法について要請すること。
- 288 環境条例第129条第1項の規定に基づき、保管協定を締結すること。
- 289 環境条例第130条第1項又は第2項の規定に基づき、廃自動車等の保管の方法の届出を受理すること。
- 290 環境条例第131条の規定に基づき、届出をした者に対し、必要な指導又は助言を行うこと。
- 291 環境条例第146条第2項において準用する環境条例第61条第4項の規定に基づき、違反者に対して行為の停止その他必要な措置を命ずること。
- 292 環境条例第150条第1項の規定に基

	<p>づき、事業者名等を公表すること（尼崎市及び西宮市に所在する工場等に係るものを除く。）</p> <p>293 環境条例第151条第1項の規定に基づき、ばい煙等の量等の報告を受理すること。</p> <p>294 環境条例第152条第3項の規定に基づき、立入検査をさせること。</p> <p>295 自動車リサイクル法第19条の規定に基づき、関連事業者に対し、必要な指導及び助言をすること。</p> <p>296 自動車リサイクル法第20条第1項又は第2項の規定に基づき、関連事業者（破碎者を除く。）に対し、勧告をすること。</p> <p>297 自動車リサイクル法第46条第1項の規定に基づき、引取業の変更の届出を受理すること。</p> <p>298 自動車リサイクル法第48条第1項の規定に基づき、引取業の廃業等の届出を受理すること。</p> <p>299 自動車リサイクル法第57条第1項の規定に基づき、フロン類回収業の変更の届出を受理すること。</p> <p>300 自動車リサイクル法第59条において準用する自動車リサイクル法第48条第1項の規定に基づき、フロン類回収業の廃業等の届出を受理すること。</p> <p>301 自動車リサイクル法第63条第1項の規定に基づき、解体業の変更の届出を受理すること。</p> <p>302 自動車リサイクル法第64条の規定に基づき、解体業の廃業等の届出を受理すること。</p> <p>303 自動車リサイクル法第90条第1項の規定に基づき、関連事業者（破碎者を除く。）に対し、勧告をすること。</p> <p>304 自動車リサイクル法第130条第1項の規定に基づき、関連事業者に報告をさせること。</p> <p>305 自動車リサイクル法第131条第1項の規定に基づき、関連事業者の事務所等について立入検査をさせること。</p>	
<p>東播磨県民局の地域振興室及び西播磨県民局の県民交流室</p>	<p>1 総務室及び総務企画室の部総務室の項県民局長委任事項の欄7から124まで及び137から144までに掲げる事項</p> <p>2 総務室及び総務企画室の部阪神北県民局の総務企画室の項県民局長委任事</p>	<p>1 総務室及び総務企画室の部総務室の項県民局長専決事項の欄10から66までに掲げる事項</p> <p>2 神戸県民センターの県民交流室の項県民局長専決事項の欄3から11までに</p>



	<p>項の欄3から7までに掲げる事項</p> <p>3 神戸県民センターの県民交流室の項 県民局長委任事項の欄4から30までに掲げる事項</p> <p>4 阪神北県民局の県民交流室の項 県民局長委任事項の欄2から305までに掲げる事項（西播磨県民局の県民交流室においては、同欄284から291までについては姫路市に関するものを、292については姫路市に所在する工場等に係るものを除く。）</p>	<p>掲げる事項</p> <p>3 阪神北県民局の県民交流室の項 県民局長専決事項の欄2から51までに掲げる事項</p>
北播磨県民局の県民交流室	<p>1 神戸県民センターの県民交流室の項 県民局長委任事項の欄3から30までに掲げる事項</p> <p>2 阪神北県民局の県民交流室の項 県民局長委任事項の欄2から305までに掲げる事項</p>	<p>1 神戸県民センターの県民交流室の項 県民局長専決事項の欄3から11までに掲げる事項</p> <p>2 阪神北県民局の県民交流室の項 県民局長専決事項の欄2から51までに掲げる事項</p>
中播磨県民センターの県民交流室	<p>1 県民局及び県民センターの部北播磨 県民局の項県民局長委任事項の欄1から4までに掲げる事項</p> <p>2 総務室及び総務企画室の部総務室の項 県民局長委任事項の欄1から124まで及び137から144までに掲げる事項</p> <p>3 総務室及び総務企画室の部阪神北 県民局の総務企画室の項県民局長委任事項の欄3から7までに掲げる事項</p> <p>4 神戸県民センターの県民交流室の項 県民局長委任事項の欄4から11までに掲げる事項</p>	<p>1 県民局及び県民センターの部北播磨 県民局の項県民局長専決事項の欄に掲げる事項</p> <p>2 総務室及び総務企画室の部総務室の項 県民局長専決事項の欄1から66までに掲げる事項</p> <p>3 神戸県民センターの県民交流室の項 県民局長専決事項の欄3に掲げる事項</p>
但馬県民局の地域政策室	<p>1 総務室及び総務企画室の部総務室の項 県民局長委任事項の欄7から124まで及び137から154までに掲げる事項</p> <p>2 総務室及び総務企画室の部阪神北 県民局の総務企画室の項県民局長委任事項の欄3から7までに掲げる事項</p> <p>3 神戸県民センターの県民交流室の項 県民局長委任事項の欄4から30までに掲げる事項</p> <p>4 阪神北県民局の県民交流室の項 県民局長委任事項の欄2から305までに掲げる事項</p>	<p>1 総務室及び総務企画室の部総務室の項 県民局長専決事項の欄10から68までに掲げる事項</p> <p>2 神戸県民センターの県民交流室の項 県民局長専決事項の欄3から11までに掲げる事項</p> <p>3 阪神北県民局の県民交流室の項 県民局長専決事項の欄2から51までに掲げる事項</p>
丹波県民局の県民交流室	<p>1 県民局及び県民センターの部北播磨 県民局の項県民局長委任事項の欄1から4までに掲げる事項</p> <p>2 総務室及び総務企画室の部総務室の項 県民局長委任事項の欄1から124まで</p>	<p>1 県民局及び県民センターの部北播磨 県民局の項県民局長専決事項の欄に掲げる事項</p> <p>2 総務室及び総務企画室の部総務室の項 県民局長専決事項の欄1から68まで</p>

	<p>で及び145から154までに掲げる事項</p> <p>3 総務室及び総務企画室の部阪神北県民局の総務企画室の項県民局長委任事項の欄3から7までに掲げる事項</p> <p>4 神戸県民センターの県民交流室の項県民局長委任事項の欄4から30までに掲げる事項</p> <p>5 阪神北県民局の県民交流室の項県民局長委任事項の欄2から305までに掲げる事項</p>	<p>に掲げる事項</p> <p>3 神戸県民センターの県民交流室の項県民局長専決事項の欄3から11までに掲げる事項</p> <p>4 阪神北県民局の県民交流室の項県民局長専決事項の欄2から51までに掲げる事項</p>
淡路県民局の県民交流室	<p>1 総務室及び総務企画室の部総務室の項県民局長委任事項の欄7から124までに掲げる事項</p> <p>2 総務室及び総務企画室の部阪神北県民局の総務企画室の項県民局長委任事項の欄3から7までに掲げる事項</p> <p>3 神戸県民センターの県民交流室の項県民局長委任事項の欄4から30までに掲げる事項</p> <p>4 阪神北県民局の県民交流室の項県民局長委任事項の欄2から305までに掲げる事項</p>	<p>1 総務室及び総務企画室の部総務室の項県民局長専決事項の欄10から66までに掲げる事項</p> <p>2 神戸県民センターの県民交流室の項県民局長専決事項の欄3から11までに掲げる事項</p> <p>3 阪神北県民局の県民交流室の項県民局長専決事項の欄2から51までに掲げる事項</p> <p>4 総合保養地域整備法(昭和62年法律第71号)第6条第1項の規定に基づき、基本構想の変更について主務大臣に協議し、その同意を得ること。</p>
職員公舎の管理に関する事務をつかさどる県民局及び県民センターの県民交流室、地域振興室及び地域政策室	<p>1 総務室及び総務企画室の部職員公舎の管理に関する事務をつかさどる県民局の総務室及び総務企画室の項県民局長委任事項の欄に掲げる事務</p>	
消費生活センター及び消費生活創造センター		<p>1 消費生活条例第17条第1項又は第2項の規定に基づき、消費者苦情を解決するために必要なあつせんその他の措置をとり、又は事業者等に対し、必要な資料の提出を指示し、若しくは要請すること。</p>

別表第1 県民室、県民協働室及び県民生活室の部から淡路県民局の公園島推進室の部までを削り、同表健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄226を次のように改める。

226 削除

別表第1 健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄278の2中「293の10まで」を「293の5まで」に改め、同欄278の3中「第4条第2項」を「第4条第4項」に改め、同欄280の2中「又は第35条第3項ただし書」を「、第35条第3項ただし書、第39条の2第2項ただし書又は第40条の6第2項ただし書」に改め、同欄281中「第38条」を「第38条第1項」に、「配置販売業以外の医薬品販売業」を「店舗販売業」に改め、同欄281の3中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同欄281の3を同欄281の4とし、同欄281の2中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同欄281の2を同欄281の3とし、同欄281の次に次のよ

うに加える。

281の2 薬事法第38条第2項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、配置販売業以外の休業止等の届出を受理すること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄282中「貸貸業」を「貸与業」に改め、同欄283中「第10条」を「第10条第1項」に、「貸貸業」を「貸与業」に改め、同欄283の次に次のように加える。

283の2 薬事法第40条の5第1項の規定に基づき、再生医療等製品の販売業の許可をすること。

283の3 薬事法第40条の5第4項の規定に基づき、再生医療等製品の販売業の許可を更新すること。

283の4 薬事法第40条の7において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、再生医療等製品の販売業の休業止等の届出を受理すること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄292の6を次のように改める。

292の6 薬事法第76条の8第1項の規定に基づき、指定薬物若しくはその疑いがある物品を貯蔵し、若しくは陳列している者又はこれらの物を製造し、輸入し、販売し、授与し、貯蔵し、若しくは陳列した者に対して、必要な報告をさせ、又はこれらの者の店舗その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、関係者に対して質問し、若しくは指定薬物若しくはその疑いのある物品を、試験のため必要な最少分量に限り収去すること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄293の2を削り、同欄293の3中「293の4から293の6まで」を「293の3及び293の4」に改め、同欄中293の3を293の2とし、293の4を293の3とし、293の5を293の4とし、293の4の次に次のように加える。

293の5 薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成26年厚生労働省令第8号)附則第9条の規定に基づき、薬事法附則第6条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者からの届出を受理すること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄293の6を削り、同部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄111中「児童養護施設」の右に「、児童家庭支援センター」を加え、同欄126中「第24条第1項(同条第5項)」を「第24条第3項(同条第9項)」に改め、同欄126の次に次のように加える。

126の2 生活保護法第24条第8項の規定に基づき、扶養義務者に必要な通知をすること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄131中「基づき、」の右に「報告を求め、若しくは」を加え、同欄131の次に次のように加える。

131の2 生活保護法第28条第2項の規定に基づき、要保護者の扶養義務者等に報告を求めること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄132中「第28条第4項」を「第28条第5項」に改め、同欄134の次に次のように加える。

134の2 生活保護法第55条の4の規定に基づき、就労自立給付金を支給すること。

134の3 生活保護法第55条の5の規定に基づき、被保護者若しくは被保護者であった者又はこれらの者の雇主その他の関係人に報告を求めること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄137の次に次のように加える。

137の2 生活保護法第76条の2の規定に基づき、損害賠償請求権を取得すること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄140中「第78条」を「第78条第1項から第3項まで」に、「費用」を「費用等」に改め、同欄140の次に次のように加える。

140の2 生活保護法第78条の2第1項の規定に基づき、保護金品を交付する際に徴収金を徴収すること。

140の3 生活保護法第78条の2第2項の規定に基づき、就労自立給付金を支給する際に徴収金を徴収するこ

と。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長専決事項の欄1から7までを削り、同欄中8を1とし、9から12までを2から5までとし、同部豊岡健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄10の次に次のように加える。

10の2 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第3項の規定に基づき、動物が虐待を受けるおそれがある事態を生じさせている者に対し、当該事態を改善させるために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告すること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部豊岡健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄11中「第35条第1項(同条第2項)を「第35条第1項本文(同条第3項)に改め、同欄17中「ねこ」を「猫」に改め、同欄20中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業」に、「動物及び」を「動物並びに」に改め、同表農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄22の5中「及び第19号」を「及び第21号」に改め、同欄59の次に次のように加える。

59の2 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第4項第4号、第5号又は第7号(同法第8条第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に基づき、設備整備計画に係る協議に応じ、同意をすること。

59の3 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第11項第2号(同法第8条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、設備整備計画について、兵庫県森林審議会の意見を聴くこと。

別表第1農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄29中「第60条第1項」を「第60条」に改め、同欄29の2を削り、同部神戸農林水産振興事務所及び加古川農林水産振興事務所の項区分の欄中「神戸農林水産振興事務所及び」を削り、同部姫路農林水産振興事務所及び洲本農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄1中「神戸農林水産振興事務所及び加古川農林水産振興事務所の項委任事項の欄」を「加古川農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄」に改め、同欄12の次に次のように加える。

12の2 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第4項第6号(同法第8条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、設備整備計画に係る協議に応じ、同意をすること。

別表第1農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部姫路農林水産振興事務所及び洲本農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄1中「神戸農林水産振興事務所及び加古川農林水産振興事務所の項専決事項の欄」を「加古川農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄」に改め、同部光都農林水産振興事務所の項区分の欄中「光都農林水産振興事務所」を「光都農林振興事務所」に改め、同項県民局長委任事項の欄中1及び2を削り、3を1とし、4を2とし、5を3とし、同項県民局長専決事項の欄1及び2を削り、同部豊岡農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄1中「神戸農林水産振興事務所及び加古川農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄」を「加古川農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄」に改め、同項県民局長専決事項の欄1中「神戸農林水産振興事務所及び加古川農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄」を「加古川農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄」に改め、同部朝来農林振興事務所の項県民局長委任事項の欄1中「光都農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄3から5」を「光都農林振興事務所の項県民局長委任事項の欄1から3まで」に改め、同表土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄105の次に次のように加える。

105の2 河川法第23条の2及び第23条の4の規定に基づき、流水の占用の登録又は登録の拒否をすること(国土交通大臣の登録等を要する場合を除く。)

別表第1土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄113の2を同欄113の3とし、同欄113の次に次のように加える。

113の2 河川法第37条の2の規定に基づき、水防管理団体又は水防協力団体が行う水防に必要な資材等を保管するための倉庫等の設置について、協議に応ずること。

別表第1土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄114中「第50条」を「第50条第2項」に改め、同欄120の次に次のように加える。

120の2 河川法第58条の8第1項の規定に基づき、河川の維持等の業務を適正に行うことができると認められる法人等を河川協力団体として指定すること。

120の3 河川法第58条の10第2項及び第3項の規定に基づき、河川協力団体に対し、必要な措置を命じ、命令に違反した場合は指定を取り消すこと。

120の4 河川法第58条の12の規定に基づき、河川協力団体が業務として行う行為について占用等の協議に応ずること。

別表第1土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項 県民局長委任事項の欄125中「許可」の右に「又は登録」を加え、同欄132の次に次のように加える。

132の2 河川法施行令第16条の4第1項第2号イの規定に基づき、河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものを指定すること。

別表第1土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項 県民局長委任事項の欄300中「第74条」の右に「、港湾法第44条の3」を加え、同欄323の2の次に次のように加える。

323の3 水防法第13条の2の規定に基づき、関係市町の長に通知すること。

別表第1土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項 県民局長委任事項の欄377中「第8条第6項（同条第7項）を「第8条第5項（同条第6項）」に改め、同項 県民局長専決事項の欄61中「及び第6項」を削り、「受理し、その旨を公告する」を「受理する」に改め、同部 神戸土木事務所、西宮土木事務所及び宝塚土木事務所の項区分の欄中「、西宮土木事務所」を削り、同部 宝塚土木事務所、加古川土木事務所、加東土木事務所、姫路土木事務所及び光都土木事務所の項区分の欄中「、 姫路土木事務所及び光都土木事務所」を「及び姫路土木事務所」に改め、同部加東土木事務所、姫路土木 事務所、光都土木事務所、豊岡土木事務所、丹波土木事務所及び洲本土木事務所の項区分の欄中「、光都土木 事務所」を削り、同項 県民局長委任事項の欄27中「豊かな地域環境の形成に関する条例施行規則」を「緑豊 かな地域環境の形成に関する条例施行規則」に改め、同部豊岡土木事務所及び洲本土木事務所の項及び新温 泉土木事務所の項を削り、同部尼崎港管理事務所の項 県民局長委任事項の欄1中「土木事務所の項委任事項 の欄2」を「土木事務所の項 県民局長委任事項の欄2」に改め、同項 県民局長専決事項の欄1中「土木事務 所の項専決事項の欄1」を「土木事務所の項 県民局長専決事項の欄1」に改め、同欄2中「加古川土木事務 所、光都土木事務所、豊岡土木事務所、新温泉土木事務所及び洲本土木事務所の項専決事項の欄」を「加古 川土木事務所、光都土木事務所、豊岡土木事務所、新温泉土木事務所及び洲本土木事務所の項 県民局長専決 事項の欄」に改め、同部姫路港管理事務所の項 県民局長委任事項の欄1中「土木事務所の項委任事項の欄1」 を「土木事務所の項 県民局長委任事項の欄1」に改め、同項 県民局長専決事項の欄1中「土木事務所の項専 決事項の欄1」を「土木事務所の項 県民局長専決事項の欄1」に改め、同欄2中「加古川土木事務所、光都 土木事務所、豊岡土木事務所、新温泉土木事務所及び洲本土木事務所の項専決事項の欄」を「加古川土木事 務所、光都土木事務所、豊岡土木事務所、新温泉土木事務所及び洲本土木事務所の項 県民局長専決事項の欄」 に改める。

別表第2東京事務所長の項委任事項の欄1中「職員住宅管理規則第4条の規定に基づき、」を「職員公舎の」 に改め、同欄2中「職員住宅管理規則第5条の規定に基づき、」を「職員公舎の」に改め、同欄3中「職員住 宅管理規則第6条第1項の規定に基づき、」を「職員公舎の」に改め、同欄4中「職員住宅管理規則第6条第 2項の規定に基づき、」を「職員公舎の」に改め、同欄5中「職員住宅管理規則第7条第3項の規定に基づき、」 を「職員公舎の」に改め、同欄6中「職員住宅管理規則第8条の規定に基づき、」を「職員公舎の」に改め、 同欄7中「職員住宅管理規則第9条第2項の規定に基づき、職員住宅等の」を「職員公舎等の」に改め、同 欄8中「職員住宅管理規則第10条の規定に基づき、」を「職員公舎に要する費用のうち」に改め、同欄9中「職 員住宅管理規則第11条の規定に基づき、」を「職員公舎の」に改め、同欄10中「職員住宅管理規則第13条第 1項及び第3項の規定に基づき、」を「職員公舎の」に改め、同欄11中「職員住宅管理規則第14条の規定に基 づき、」を「職員公舎の」に改め、同欄12中「職員住宅管理規則第16条の規定に基づき、」を「職員公舎の」に 改め、同欄13中「職員住宅管理規則第18条の規定に基づき、」を「職員公舎の」に改め、同表 県立健康生活科 学研究所長の項の次に次のように加える。

<p>県立身体障害 者更生相談所 長</p>		<p>1 身体障害者福祉法第15条第4項の規 定に基づき、身体障害者手帳を交付する こと。</p> <p>2 身体障害者福祉法第15条第5項の規 定に基づき、障害が同法別表に掲げるも</p>
------------------------	--	---

	<p>のに該当しないと認めたときに、理由を附して、その旨を通知すること。</p> <p>3 身体障害者福祉法第16条第1項の規定に基づき、返還された身体障害者手帳を受理すること。</p> <p>4 身体障害者福祉法第16条第2項の規定に基づき、身体障害者手帳の返還を命ずること。</p> <p>5 身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第5条第1項の規定に基づき、兵庫県社会福祉審議会に諮問すること。</p> <p>6 身体障害者福祉法施行令第5条第2項の規定に基づき、厚生労働大臣に対し、障害の認定を求めること。</p> <p>7 身体障害者福祉法施行令第6条の規定に基づき、診査を受けるべき旨の通知をし、市町村長又は保健所長にその旨を通知すること。</p> <p>8 身体障害者福祉法施行令第9条第1項又は第7項の規定に基づき、身体障害者手帳交付台帳を整備すること。</p> <p>9 身体障害者福祉法施行令第9条第2項又は第4項の規定に基づき、氏名又は居住地の変更に係る届出を受理すること。</p> <p>10 身体障害者福祉法施行令第9条第6項の規定に基づき、旧居住地の都道府県知事に通知すること。</p> <p>11 身体障害者福祉法施行令第10条第1項又は第3項の規定に基づき、身体障害者手帳を再交付すること。</p> <p>12 身体障害者福祉規則(昭和39年兵庫県規則第30号)第7条第3項の規定に基づき、旧居住地を管轄する福祉事務所長等に身体障害者福祉法施行令第9条第2項の規定による届出又は同条第6項の規定による通知のあった旨を通知すること。</p>
--	--

別表第2 県立こどもの館<sup>やかた</sup>館長の項を削り、同表動物愛護センター所長の項委任事項の欄1の2及び1の3中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同欄1の4中「又は第2項」を「から第3項まで」に、「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同欄1の5中「動物取扱業者登録簿」を「第一種動物取扱業者登録簿」に改め、同欄1の6中「第16条第1項」の右に「(同法第24条の4において準用する場合を含む。)」を加え、「動物取扱業」を「第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業」に改め、同欄1の7及び1の8中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同欄1の8の次に次のように加える。

1の8の2 動物の愛護及び管理に関する法律第22条の6第2項の規定に基づき、犬猫等販売業の届出を受理すること。

1の8の3 動物の愛護及び管理に関する法律第22条の6第3項の規定に基づき、犬猫等販売業者に対し、

犬猫等の検案書又は死亡診断書の提出を命ずること。

別表第2 動物愛護センター所長の項委任事項の欄1の9中「第23条第1項」の右に「(同法第24条の4において準用する場合を含む。)」を加え、「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者」に改め、同欄1の10中「第23条第3項」の右に「(同法第24条の4において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第1項」を「同法第23条第1項」に改め、同欄1の11中「第24条第1項」の右に「(同法第24条の4において準用する場合を含む。)」を加え、「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者」に改め、同欄1の11の次に次のように加える。

1の12 動物の愛護及び管理に関する法律第24条の2の規定に基づき、第二種動物取扱業の届出を受理すること。

1の13 動物の愛護及び管理に関する法律第24条の3第1項又は第2項の規定に基づき、第二種動物取扱業の変更等の届出を受理すること。

別表第2 動物愛護センター所長の項委任事項の欄2中「第35条第1項(同条第2項)」を「第35条第1項本文(同条第3項)」に、「ねこ」を「猫」に改め、同欄10中「犬及びねこの引取り手数料」を「犬及び猫の引取り手数料」に改め、同表県立農林水産技術総合センター所長の項委任事項の欄中10を削り、11を10とし、12を11とし、同表県立林業研修館長の項を削る。

#### 附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中決裁規程別表第1 健康福祉部の部業務課の項局長専決事項の欄中56を58とし、43から55までを45から57までとし、42の次に次のように加える改正規定及び同表農政環境部の部農業経営課の項の改正規定(同項局長専決事項の欄36及び37に係る部分に限る。)並びに第3条中地方機関処務規程別表第1 総務室及び総務企画室の部の次に次のように加える改正規定(同表県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部阪神北県民局の県民交流室の項県民局長委任事項の欄31の2に係る部分に限る。)同表農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄59の次に次のように加える改正規定及び同部姫路農林水産振興事務所及び洲本農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄12の次に次のように加える改正規定 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成25年法律第81号)の施行の日
- (2) 第3条中地方機関処務規程別表第1 健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄278の2、278の3及び281の改正規定、同欄281の3を同欄281の4とする改正規定、同欄281の2を同欄281の3とする改正規定、同欄281の次に次のように加える改正規定、同欄283の改正規定(「第10条」を「第10条第1項」に改める部分に限る。)同欄293の2を削る改正規定、同欄293の3の改正規定、同欄中293の3を293の2とし、293の4を293の3とし、293の5を293の4とし、293の4の次に次のように加える改正規定並びに同欄293の6を削る改正規定 平成26年6月12日
- (3) 第3条中地方機関処務規程別表第1 健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄126の改正規定、同欄126の次に次のように加える改正規定、同欄131の改正規定、同欄131の次に次のように加える改正規定、同欄132の改正規定、同欄134の次に次のように加える改正規定、同欄137の次に次のように加える改正規定、同欄140の改正規定及び同欄140の次に次のように加える改正規定 平成26年7月1日
- (4) 第3条中地方機関処務規程別表第1 健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄280の2、281の2、281の3及び282の改正規定、同欄283の改正規定(「貸貸業」を「貸与業」に改める部分に限る。)並びに同欄283の次に次のように加える改正規定 薬事法等の一部を改正する法律(平成25年法律第84号)の施行の日

兵庫県訓令第2号

本 庁  
地 方 機 関

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令

(職員服務規程の一部改正)

第1条 職員服務規程(昭和36年兵庫県訓令甲第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「県民局長」の右に「(県民センター長を含む。以下同じ。)」を加え、同条第3号中「ビジョン局長」の右に「、県民生活局長、科学情報局長」を加え、「情報企画課長、大学課長」を「芸術文化課長」に改め、「、広域行政課長」を削り、「エネルギー対策課長」の右に「、文書課長」を加え、「地域再生課長及び」を削り、「統計課長」の右に「、県民生活課長、消費生活課長、地域安全課長、科学振興課長、情報企画課長、観光交流課長及び観光振興課長」を加え、同条第4号中「第13号」を「第12号」に改め、同条第8号中「室長、県民局の参事、」を「県民局(県民センターを含む。以下同じ。)の室長及び」に改め、「という。)」の右に「並びに北播磨県民局企画課及びビジョン課に属する職員」を加え、同条第9号中「県民室長」を「県民交流室長(東播磨消費生活センターにあっては地域振興室長、但馬消費生活センターにあっては地域政策室長)」に改め、同条第11号を削り、同条第12号中「第8号から前号まで」を「前3号」に改め、同号を同条第11号とし、同条第13号を同条第12号とする。

(公印規程の一部改正)

第2条 公印規程(昭和37年兵庫県訓令甲第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「県民局にあっては、県民局長」を「県民局又は県民センター(以下「県民局等」という。)にあっては、県民局長又は県民センター長(以下「県民局長等」という。)」に改める。

第4条第1項中「企画県民部管理局文書課長」を「企画県民部文書課長」に、「県民局長」を「県民局長等」に、「県民局以外」を「県民局等以外」に、「県民局に」を「県民局等に」に改める。

第5条第3項中「県民局に」を「県民局等に」に、「県民局長」を「県民局長等」に改める。

別表部長印の款の次に次のように加える。

知事公室長印	方25	企画県民部秘書課長
観光監印	方25	産業労働部観光交流課長

別表地方機関の長印の款中「県民局に」を「県民局等に」に、「県民局長」を「県民局長等」に改め、同款の次に次のように加える。

地方機関の内部組織の長印	方25	地方機関の内部組織の長(県民局等の内部組織にあっては、県民局長等の指定する職員)
--------------	-----	--

別表地方機関の印の款中「県民局に」を「県民局等に」に、「県民局長」を「県民局長等」に改める。

(官報報告規程の一部改正)

第3条 官報報告規程(昭和38年兵庫県訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第2条中「企画県民部管理局文書課長」を「企画県民部文書課長」に改める。

(法制審議会規程の一部改正)

第4条 法制審議会規程(昭和38年兵庫県訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「企画県民部長」を「政策部長」に改め、同条第4項中「企画県民部企画財政局長及び企画県民部管理局長」を「企画県民部政策調整局長及び企画県民部企画財政局長」に改める。

第8条第2項中「幹事は、」の右に「企画県民部文書課副課長及び委員が属する課の職員で」を、「職にある」の右に「もののうちから委員が指名する」を加える。

第9条中「企画県民部管理局文書課」を「企画県民部文書課」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第3条、第8条関係)

委員	幹事
企画県民部文書課長	企画県民部文書課法務班長又は主幹(法令案の審査に関する事務を担当する者に限る。)



企画県民部企画財政局総務課長	企画県民部企画財政局総務課総務企画班長又は主幹（部の企画に関する事務を担当する者に限る。）
企画県民部企画財政局財政課長	企画県民部企画財政局財政課財政企画班長又は主幹（議会に関する事務を担当する者に限る。）
企画県民部企画財政局市町振興課長	企画県民部企画財政局市町振興課企画班長又は主幹（市町等の行政に関する事務を担当する者に限る。）
企画県民部管理局人事課長	企画県民部管理局人事課定員給与班長又は主幹（県行政組織に関する事務を担当する者に限る。）
健康福祉部社会福祉局社会福祉課長	健康福祉部社会福祉局社会福祉課総務調整班長又は主幹（部の企画に関する事務を担当する者に限る。）
産業労働部政策労働局産業政策課長	産業労働部政策労働局産業政策課総務調整班長又は主幹（部の企画に関する事務を担当する者に限る。）
農政環境部農政企画局総務課長	農政環境部農政企画局総務課総務企画班長又は主幹（部の企画に関する事務を担当する者に限る。）
県土整備部県土企画局総務課長	県土整備部県土企画局総務課総務企画班長又は主幹（部の企画に関する事務を担当する者に限る。）
出納局会計課長	出納局会計課総務・企画班長又は主幹（出納局の企画に関する事務を担当する者に限る。）

（入札参加者審査会規程の一部改正）

第5条 入札参加者審査会規程（昭和41年兵庫県訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「係長等」を「班長等」に改める。

別表第1 農林水産部会の項中「各県民局部会」の右に「（県民センター部会を含む。以下同じ。）」を加え、同表神戸県民局部会の項中「神戸県民局部会」を「神戸県民センター部会」に、「神戸県民局の」を「神戸県民センターの」に、「神戸県民局総務室」を「神戸県民センター県民交流室」に改め、同表阪神南県民局部会の項中「阪神南県民局部会」を「阪神南県民センター部会」に、「阪神南県民局の」を「阪神南県民センターの」に、「神戸県民局部会の項1」を「神戸県民センター部会の項1」に、「阪神南県民局総務企画室」を「阪神南県民センター県民交流室」に改め、同表阪神北県民局部会の項及び東播磨県民局部会の項中「神戸県民局部会の項1」を「神戸県民センター部会の項1」に改め、同表北播磨県民局部会の項中「神戸県民局部会の項1」を「神戸県民センター部会の項1」に、「北播磨県民局総務企画室」を「北播磨県民局総務室」に改め、同表中播磨県民局部会の項中「中播磨県民局部会」を「中播磨県民センター部会」に、「中播磨県民局の」を「中播磨県民センターの」に、「神戸県民局部会の項1」を「神戸県民センター部会の項1」に、「中播磨県民局総務企画室」を「中播磨県民センター県民交流室」に改め、同表西播磨県民局部会の項及び但馬県民局部会の項中「神戸県民局部会の項1」を「神戸県民センター部会の項1」に改め、同表丹波県民局部会の項中「神戸県民局部会の項1」を「神戸県民センター部会の項1」に、「丹波県民局総務企画室」を「丹波県民局県民交流室」に改め、同表淡路県民局部会の項中「神戸県民局部会の項1」を「神戸県民センター部会の項1」に改める。

別表第2 企業部会の項中

「企業庁水道課施設整備参事  
 企業庁立地推進課長  
 企業庁公園都市整備課長  
 企業庁公園都市整備課住宅分譲室長  
 企業庁臨海整備課長  
 企業庁臨海整備課分譲企画室長」

を

「企業庁水道課経営参事

企業庁立地推進課長  
 企業庁分譲推進課長  
 企業庁地域整備課長  
 企業庁地域整備課臨海整備参事」

に改め、同表神戸県民局部会の項及び阪神南県民局部会の項を次のように改める。

神戸県民センター部会	神戸県民センター長	神戸県民センター県民交流室長	神戸県民センター県民交流室次長 神戸県民センター神戸農林振興事務所長 神戸県民センター神戸土木事務所長
阪神南県民センター部会	阪神南県民センター長	阪神南県民センター県民交流室長	阪神南県民センター県民交流室次長 阪神南県民センター西宮土木事務所長

別表第2北播磨県民局部会の項中「北播磨県民局総務企画室長」を「北播磨県民局総務室長」に改め、同表中播磨県民局部会の項を次のように改める。

中播磨県民センター部会	中播磨県民センター長	中播磨県民センター県民交流室長	中播磨県民センター県民交流室次長 中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所長 中播磨県民センター姫路土木事務所長 中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり参事
-------------	------------	-----------------	---

別表第2西播磨県民局部会の項中  
 「西播磨県民局光都農林水産振興事務所長  
 西播磨県民局光都土木事務所長  
 西播磨県民局光都土木事務所まちづくり参事」

を

「西播磨県民局光都農林振興事務所長  
 西播磨県民局光都土木事務所長」

に改め、同表丹波県民局部会の項中「丹波県民局副局長」を「丹波県民局県民交流室長」に、「丹波県民局総務企画室長」を「丹波県民局県民交流室次長」に改める。

別表第3神戸県民局部会の款中「神戸県民局部会」を「神戸県民センター部会」に、「神戸県民局総務室」を「神戸県民センター県民交流室」に改め、同表阪神南県民局部会の款を次のように改める。

阪神南県民センター部会	土木分科会	阪神南県民センター県民交流室
-------------	-------	----------------

別表第3北播磨県民局部会の款中「北播磨県民局総務企画室」を「北播磨県民局総務室」に改め、同表中播磨県民局部会の款中「中播磨県民局部会」を「中播磨県民センター部会」に、「中播磨県民局総務企画室」を「中播磨県民センター県民交流室」に改め、同表丹波県民局部会の款中「丹波県民局総務企画室」を「丹波県民局県民交流室」に改める。

(本庁文書管理規程の一部改正)

第6条 本庁文書管理規程(昭和43年兵庫県訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第2条中「健康福祉部社会福祉局総務課、産業労働部政策労働局総務課」を「健康福祉部社会福祉局社会福祉課、産業労働部政策労働局産業政策課」に改める。

第7条第1項中「主幹、課長補佐若しくは係長」を「班長若しくは主幹」に、「主幹等」を「班長等」に改める。

第8条第1項中「主幹等」を「班長等」に改める。

第10条中「企画県民部管理局文書課」を「企画県民部文書課」に改める。

第11条中「企画県民部管理局文書課長」を「企画県民部文書課長」に改める。

様式第3号中「係長」を「班長」に改める。

(公共用地補償審査会規程の一部改正)

第7条 公共用地補償審査会規程(昭和43年兵庫県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「、県民局農林振興事務所長、県民局農林水産振興事務所長又は県民局土木事務所長」を「又は県民局(県民センターを含む。以下同じ。)の農林振興事務所長、農林水産振興事務所長若しくは土木事務所長」に改める。

別表第2神戸県民局農政環境部会の項中「神戸県民局農政環境部会」を「神戸県民センター農政環境部会」に、「神戸農林水産振興事務所」を「神戸農林振興事務所」に改め、同表中播磨県民局農政環境部会の項中「中播磨県民局農政環境部会」を「中播磨県民センター農政環境部会」に改め、同表西播磨県民局農政環境部会の項中「光都農林水産振興事務所」を「光都農林振興事務所」に改め、同表神戸県民局県土整備部会の項中「神戸県民局県土整備部会」を「神戸県民センター県土整備部会」に改め、同表阪神南県民局県土整備部会の項中「阪神南県民局県土整備部会」を「阪神南県民センター県土整備部会」に改め、同表中播磨県民局県土整備部会の項中「中播磨県民局県土整備部会」を「中播磨県民センター県土整備部会」に改める。

(執務環境規程の一部改正)

第8条 執務環境規程(昭和49年兵庫県訓令第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「出納局管理課長が」の右に「企画県民部文書課長、」を加え、「、企画県民部管理局管財課長及び企画県民部管理局文書課長」を「及び企画県民部管理局管財課長」に改める。

第5条第1項中「企画県民部情報企画課システム管理室長」を「企画県民部文書課長、企画県民部情報企画課システム管理室長」に改め、「、企画県民部管理局文書課長」を削る。

別表第2の1の部中「いす」を「椅子」に、

「

本庁の室長(行政職8級の者を除く。)、副課長及び主幹並びに地方機関の副所長及び主幹相当の職にある者
本庁の係長並びに地方機関の課長相当の職にある者

」

を

「

本庁の室長(行政職8級の者を除く。)、副課長及び班長(行政職7級の者に限る。)並びに地方機関の副所長、室長補佐及び所長補佐相当の職にある者
本庁の班長(行政職7級の者を除く。)及び主幹並びに地方機関の課長相当の職にある者

」

に改める。

(職員安全健康管理規程の一部改正)

第9条 職員安全健康管理規程(昭和50年兵庫県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「長及び」を「長(」に、「県民局長の指定するもの」を「県民局長)」に改め、同条第6号中「県民局以外」を「県民局(県民センターを含む。以下同じ。)以外」に改める。

(情報管理規程の一部改正)

第10条 情報管理規程(昭和51年兵庫県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項中「知事公室長」を「企画県民部科学情報局長」に改め、同条第3項中「ビジョン局長」の右に「、県民生活局長、科学情報局長、観光監」を加える。

第5条第3項及び第11条中「知事公室長」を「企画県民部科学情報局長」に改める。

(附属機関の幹事の指定に関する規程の一部改正)

第11条 附属機関の幹事の指定に関する規程(平成12年兵庫県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

本則の表県民生活審議会の中「企画県民部大学課長」を「企画県民部芸術文化課長」に改め、「企画県民部県民文化局県民生活課長  
企画県民部県民文化局地域安全課長

企画県民部県民文化局地域安全課交通安全室長  
 企画県民部県民文化局青少年課長  
 企画県民部県民文化局芸術文化課長  
 企画県民部管理局教育課長  
 健康福祉部社会福祉局社会援護課長  
 健康福祉部社会福祉局高齢社会課長  
 健康福祉部社会福祉局人権推進課長  
 健康福祉部こども局少子対策課長  
 健康福祉部こども局児童課長  
 健康福祉部こども局男女家庭課長  
 健康福祉部生活消費局消費生活課長  
 健康福祉部生活消費局生活衛生課長

を

「企画県民部県民生活課長  
 企画県民部消費生活課長  
 企画県民部地域安全課長  
 企画県民部地域安全課交通安全室長  
 企画県民部管理局私学教育課長  
 企画県民部管理局大学課長  
 健康福祉部社会福祉局社会福祉課長  
 健康福祉部社会福祉局人権推進課長  
 健康福祉部高齢社会局高齢対策課長  
 健康福祉部こども局こども政策課長  
 健康福祉部こども局児童課長  
 健康福祉部こども局青少年課長  
 健康福祉部こども局男女家庭課長」

に、

「健康福祉部健康局薬務課長」

を

「健康福祉部健康局薬務課長  
 健康福祉部健康局生活衛生課長」

に改め、同表地域安全まちづくり審議会の項中

「企画県民部県民文化局地域安全課長  
 企画県民部県民文化局地域安全課交通安全室長  
 企画県民部県民文化局青少年課長  
 企画県民部管理局教育課長  
 企画県民部防災企画局防災企画課長  
 健康福祉部社会福祉局高齢社会課長  
 健康福祉部こども局少子対策課長  
 健康福祉部こども局児童課長  
 健康福祉部こども局男女家庭課長  
 健康福祉部生活消費局消費生活課長」

を

「企画県民部消費生活課長  
 企画県民部地域安全課長  
 企画県民部地域安全課交通安全室長  
 企画県民部管理局私学教育課長  
 企画県民部防災企画局防災企画課長  
 健康福祉部高齢社会局高齢対策課長  
 健康福祉部こども局こども政策課長

健康福祉部こども局児童課長  
健康福祉部こども局青少年課長  
健康福祉部こども局男女家庭課長  
健康福祉部健康局薬務課長」  
に改め、同表交通安全対策会議の項中  
「企画県民部県民文化局県民生活課長  
企画県民部県民文化局地域安全課交通安全室長  
企画県民部県民文化局青少年課長」  
を  
「企画県民部県民生活課長  
企画県民部地域安全課交通安全室長」  
に、  
「健康福祉部社会福祉局高齢社会課長  
健康福祉部障害福祉局障害福祉課長」  
を  
「健康福祉部高齢社会局高齢対策課長  
健康福祉部障害福祉局障害福祉課長  
健康福祉部こども局青少年課長」  
に改め、同表青少年愛護審議会の項中  
「企画県民部県民文化局県民生活課長  
企画県民部県民文化局県民生活課協働推進室長  
企画県民部県民文化局地域安全課長  
企画県民部県民文化局青少年課長  
企画県民部県民文化局芸術文化課長  
企画県民部管理局教育課長」  
を  
「企画県民部芸術文化課長  
企画県民部県民生活課長  
企画県民部県民生活課協働推進室長  
企画県民部地域安全課長  
企画県民部管理局私学教育課長」  
に、  
「健康福祉部こども局少子対策課長  
健康福祉部こども局児童課長」  
を  
「健康福祉部こども局こども政策課長  
健康福祉部こども局児童課長  
健康福祉部こども局青少年課長」  
に、  
「健康福祉部生活消費局生活衛生課長  
健康福祉部健康局薬務課長」  
を  
「健康福祉部健康局薬務課長  
健康福祉部健康局生活衛生課長」  
に改め、同表防災会議の項中「健康福祉部社会福祉局総務課長」を「健康福祉部社会福祉局社会福祉課長」  
に、「産業労働部政策労働局総務課長」を「産業労働部政策労働局産業政策課長」に改め、同表石油コンビナ  
ート等防災本部の項中「神戸県民局総務室長」を「神戸県民センター県民交流室長」に、「阪神南県民局総務  
企画室長」を「阪神南県民センター県民交流室長」に、「中播磨県民局総務企画室長」を「中播磨県民センタ  
ー県民交流室長」に改め、同表国民保護協議会の項中「健康福祉部社会福祉局総務課長」を「健康福祉部社  
会福祉局社会福祉課長」に、「産業労働部政策労働局総務課長」を「産業労働部政策労働局産業政策課長」に

改め、同表障害福祉審議会の項中「企画県民部県民文化局地域安全課交通安全室長」を「企画県民部地域安全課交通安全室長」に、

「健康福祉部社会福祉局総務課長  
健康福祉部社会福祉局社会援護課長  
健康福祉部社会福祉局高齢社会課長」

を

「健康福祉部社会福祉局社会福祉課長  
健康福祉部社会福祉局生活支援課長」

に、

「健康福祉部社会福祉局医療保険課長  
健康福祉部社会福祉局障害者支援課長」

を

「健康福祉部社会福祉局医療保険課長  
健康福祉部高齢社会局高齢対策課長  
健康福祉部障害福祉局障害者支援課長」

に、

「健康福祉部健康局健康増進課長  
産業労働部政策労働局産業政策課産業立地室長」

を

「健康福祉部健康局健康増進課長」

に、

「産業労働部政策労働局しごと支援課長」

を

「産業労働部政策労働局しごと支援課長  
産業労働部産業振興局新産業課産業立地室長」

に改め、同表薬事審議会の項中「健康福祉部社会福祉局総務課長」を「健康福祉部社会福祉局社会福祉課長」

に改め、同表環境審議会の項中

「企画県民部県民文化局県民生活課長  
企画県民部企画財政局市町振興課長  
健康福祉部生活消費局生活衛生課長」

を

「企画県民部県民生活課長  
企画県民部企画財政局市町振興課長」

に、

「産業労働部政策労働局産業政策課長  
産業労働部政策労働局産業政策課産業立地室長」

を

「健康福祉部健康局生活衛生課長  
産業労働部政策労働局産業政策課長」

に、

「産業労働部産業振興局工業振興課長」

を

「産業労働部産業振興局工業振興課長  
産業労働部産業振興局新産業課産業立地室長」

に、

「農政環境部環境管理局水大気課長」

を

「農政環境部環境管理局水大気課長  
農政環境部環境管理局水大気課環境影響評価室長」

に、

「農政環境部環境管理局環境整備課長  
農政環境部環境管理局環境整備課環境影響評価室長」

を

「農政環境部環境管理局環境整備課長」に改め、同表自動車排出室素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会の項中

「産業労働部政策労働局産業政策課産業立地室長  
産業労働部産業振興局工業振興課長」

を

「産業労働部産業振興局工業振興課長  
産業労働部産業振興局新産業課産業立地室長」

に改め、同表産業立地審議会の項中「産業労働部政策労働局総務課長」を「産業労働部政策労働局産業政策課長」に、「産業労働部政策労働局産業政策課産業立地室長」を「産業労働部産業振興局新産業課産業立地室長」に改め、同表職業能力開発審議会の項中「産業労働部政策労働局総務課長」を「産業労働部政策労働局産業政策課長」に改め、同表都市計画審議会の項中

「産業労働部政策労働局産業政策課産業立地室長  
産業労働部産業振興局経営商業課長  
産業労働部産業振興局工業振興課長」

を

「産業労働部産業振興局経営商業課長  
産業労働部産業振興局工業振興課長  
産業労働部産業振興局新産業課産業立地室長」

に、

「農政環境部環境管理局環境整備課長  
農政環境部環境管理局環境整備課環境影響評価室長」

を

「農政環境部環境管理局水大気課環境影響評価室長  
農政環境部環境管理局環境整備課長」

に改め、同表景観審議会の項中「農政環境部農政企画局総合農政課」を「農政環境部農政企画局総合農政課長」に改め、同表住宅審議会の項中「企画県民部県民文化局県民生活課長」を「企画県民部県民生活課長」に、「健康福祉部社会福祉局高齢社会課長」を「健康福祉部高齢社会局高齢対策課長」に改める。

(副知事の事務分担に関する規程の一部改正)

第12条 副知事の事務分担に関する規程(平成13年兵庫県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

題名中「事務分担」を「担任意務」に改める。

第1条を次のように改める。

第1条 副知事の担任意務は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	担任意務
1 吉本副知事及び金澤副知事が共管する事務	(1) 次に掲げる組織に係る事務 企画県民部 秘書課、広報課、政策調整課、ビジョン課 企画財政局 財政課、新行政課 管理局 人事課 災害対策局(総括は、吉本副知事)
2 吉本副知事が担任する事務	(1) 次に掲げる組織に係る事務 企画県民部 芸術文化課 企画財政局

	<p>総務課、税務課、市町振興課          管理局          職員課、管財課、私学教育課、大学課          防災企画局          防災企画課、防災計画課          農政環境部          農政企画局          農林水産局          県土整備部          出納局          (2) 次に掲げる執行機関等との調整に係る事務          企業庁 選挙管理委員会 監査委員 人事委員会 収用委員会 海          区漁業調整委員会 内水面漁場管理委員会 教育委員会</p>
<p>3 金澤副知事が担任する事務</p>	<p>(1) 次に掲げる組織に係る事務          企画県民部          エネルギー対策課、文書課、地域振興課、統計課、県民生活課、          消費生活課、地域安全課、科学振興課、情報企画課          防災企画局          復興支援課          健康福祉部          産業労働部          農政環境部          環境創造局          環境管理局          (2) 次に掲げる執行機関等との調整に係る事務          病院局 公安委員会 労働委員会</p>

(収用委員会事務局処務規程の一部改正)

第13条 収用委員会事務局処務規程(平成16年兵庫県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第3条中「主幹、課長補佐又は係長が、それぞれの担任する事務に関し、」を「班長又は主幹が」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

告 示

兵庫県告示第303号の5

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程を次のように定める。

平成26年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程

第1条 昭和38年兵庫県告示第1046号の2(地方機関の内部組織の位置等)の一部を次のように改正する。

別表第1中播磨県民局の款中「中播磨県民局」を「中播磨県民センター」に改め、同表但馬県民局の款及び丹波県民局の款を削る。

別表第2保健支援センターの款を削り、同表地域普及所の款中播磨県民局の項中「中播磨県民局」を「中播磨県民センター」に改め、同表西播磨県民局の項中「光都農林水産振興事務所光都農業改良普及センター」を「光都農林振興事務所光都農業改良普及センター」に、「光都農林水産振興事務所龍野農業改良普及センター」を「光都農林振興事務所龍野農業改良普及センター」に改める。

別表第3事業所の款地方機関の種別の欄中「県民局」を「県民局及び県民センター」に改め、同表名称の



欄中「中播磨県民局姫路土木事務所福崎事業所」を「中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所」に、「中播磨県民局姫路土木事務所生野ダム管理所」を「中播磨県民センター姫路土木事務所生野ダム管理所」に、「中播磨県民局姫路土木事務所菅生ダム管理所」を「中播磨県民センター姫路土木事務所菅生ダム管理所」に、「中播磨県民局姫路土木事務所安富ダム管理所」を「中播磨県民センター姫路土木事務所安富ダム管理所」に改める。

第2条 平成13年兵庫県告示第548号の3(県民局に置く参事等の職の指定に関する規程)の一部を次のように改正する。

題名中「県民局」の右に「及び県民センター」を加える。

本則の表神戸県民局県民室参事の項中「神戸県民局県民室参事」を「神戸県民センター県民交流室参事」に改め、同表神戸県民局神戸農林水産振興事務所参事の項中「神戸県民局神戸農林水産振興事務所参事」を「神戸県民センター神戸農林振興事務所参事」に改め、同表神戸県民局神戸土木事務所参事の項中「神戸県民局神戸土木事務所参事」を「神戸県民センター神戸土木事務所参事」に改め、同表阪神南県民局県民協働室参事の項中「阪神南県民局県民協働室参事」を「阪神南県民センター県民交流室参事」に改め、同表阪神南県民局芦屋健康福祉事務所参事の項中「阪神南県民局芦屋健康福祉事務所参事」を「阪神南県民センター芦屋健康福祉事務所参事」に改め、同表阪神南県民局農林参事の項中「阪神南県民局農林参事」を「阪神南県民センター農林参事」に、「神戸農林水産振興事務所六甲治山事務所長」を「神戸農林振興事務所六甲治山事務所長」に改め、同表阪神南県民局西宮土木事務所参事の項中「阪神南県民局西宮土木事務所参事」を「阪神南県民センター西宮土木事務所参事」に改め、同表阪神北県民局県民協働室参事の項中「阪神北県民局県民協働室参事」を「阪神北県民局県民交流室参事」に改め、同表阪神北県民局阪神農林振興事務所参事の項中「神戸農林水産振興事務所六甲治山事務所長」を「神戸農林振興事務所六甲治山事務所長」に改め、同表東播磨県民局県民室参事の項中「東播磨県民局県民室参事」を「東播磨県民局地域振興室参事」に改め、同表北播磨県民局県民生活室参事の項中「北播磨県民局県民生活室参事」を「北播磨県民局県民交流室参事」に改め、同表北播磨県民局加東農林振興事務所参事の項中「光都農林水産振興事務所長」を「光都農林振興事務所長」に改め、同表中播磨県民局県民室参事の項中「中播磨県民局県民室参事」を「中播磨県民センター県民交流室参事」に改め、同表中播磨県民局中播磨健康福祉事務所参事の項中「中播磨県民局中播磨健康福祉事務所参事」を「中播磨県民センター中播磨健康福祉事務所参事」に改め、同表中播磨県民局姫路農林水産振興事務所参事の項中「中播磨県民局姫路農林水産振興事務所参事」を「中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所参事」に、「光都農林水産振興事務所長」を「光都農林振興事務所長」に改め、同表中播磨県民局姫路土木事務所参事の項中「中播磨県民局姫路土木事務所参事」を「中播磨県民センター姫路土木事務所参事」に改め、同表西播磨県民局県民室参事の項中「西播磨県民局県民室参事」を「西播磨県民局県民交流室参事」に改め、同表西播磨県民局光都農林水産振興事務所参事の項中「西播磨県民局光都農林水産振興事務所参事」を「西播磨県民局光都農林振興事務所参事」に改め、同表但馬県民局県民協働室参事の項中「但馬県民局県民協働室参事」を「但馬県民局地域政策室参事」に改め、同表丹波県民局県民室参事の項中「丹波県民局県民室参事」を「丹波県民局県民交流室参事」に改め、同表淡路県民局県民生活室参事の項中「淡路県民局県民生活室参事」を「淡路県民局県民交流室参事」に改め、同表神戸県民局県民室課長の項中「神戸県民局県民室課長」を「神戸県民センター県民交流室課長」に、「兵庫県教育委員会事務局義務教育課管理係長」を「兵庫県教育委員会事務局義務教育課管理班長」に改め、同表阪神南県民局県民協働室課長の項中「阪神南県民局県民協働室課長」を「阪神南県民センター県民交流室課長」に改め、同表阪神北県民局県民協働室課長の項中「阪神北県民局県民協働室課長」を「阪神北県民局県民交流室課長」に改め、同表東播磨県民局県民室課長の項中「東播磨県民局県民室課長」を「東播磨県民局地域振興室課長」に改め、同表北播磨県民局県民生活室課長の項中「北播磨県民局県民生活室課長」を「北播磨県民局県民交流室課長」に改め、同表中播磨県民局県民室課長の項中「中播磨県民局県民室課長」を「中播磨県民センター県民交流室課長」に改め、同表西播磨県民局県民室課長の項中「西播磨県民局県民室課長」を「西播磨県民局県民交流室課長」に改め、同表但馬県民局県民協働室課長の項中「但馬県民局県民協働室課長」を「但馬県民局地域政策室課長」に改め、同表丹波県民局県民室課長の項中「丹波県民局県民室課長」を「丹波県民局県民交流室課長」に改め、同表淡路県民局県民生活室課長の項中「淡路県民局県民生活室課長」を「淡路県民局県民交流室課長」に改める。

第3条 平成13年兵庫県告示第548号の4(保健所副所長等の職の指定に関する規程)の一部を次のように改正する。

本則の表加東保健所課長の項及び丹波保健所課長の項を削る。

第4条 平成16年兵庫県告示第476号の5（本庁の課に置く参事並びに県民局、県民局の室及び県民局の事務所に置く参事並びに地方機関に置く参事の名称を定める規程）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

本庁の課、県民局及び県民センターの室及び事務所並びに県民局及び県民センター以外の地方機関に置く参事の名称を定める規程

本則中「第378条」の右に「、第384条及び第387条第1項」を加え、「に置く参事並びに第384条の規定に基づき県民局」を削り、「、県民局」の右に「及び県民センター」を加え、「県民局の事務所に置く参事並びに第387条の規定に基づき」を「事務所並びに県民局及び県民センター以外の」に、「参事を」を「参事の名称を」に改める。

別表本庁の課に置く参事の部企画県民部の款中

「

企画財政局	税務課	税務システム開発参事
-------	-----	------------

」

を

「

	統計課	参事（政策統計担当）
企画財政局	税務課	税務システム開発参事

」

に改め、同部健康福祉部の款中「総務課」を「社会福祉課」に改め、同款の次に次のように加える。

産業労働部	政策労働局	産業政策課	企画調整参事
-------	-------	-------	--------

別表本庁の課に置く参事の部県土整備部の款中

「

土木局	道路街路課	街路担当参事
-----	-------	--------

」

を

「

土木局	道路街路課	街路担当参事
まちづくり局	公園緑地課	参事（淡路プロジェクト担当）
住宅建築局	公営住宅課	団地再生参事

」

に改め、同表県民局に置く参事の部を削り、同表県民局の室及び事務所に置く参事の部中「県民局の」を「県民局及び県民センターの」に改め、同部局名の款中「局名」を「局及びセンター名」に改め、同部神戸県民局の款中「神戸県民局」を「神戸県民センター」に改め、同款神戸土木事務所の項を削り、同部阪神南県民局の款を次のように改める。

阪神南県民センター	県民交流室	阪神活性化参事
-----------	-------	---------

別表県民局の室及び事務所に置く参事の部阪神北県民局の款中「県民協働室」を「県民交流室」に改め、同部東播磨県民局の款中

「

県民室	環境参事
-----	------

」

を

「

地域振興室	環境参事
加古川健康福祉事務所	健康参事

に改め、同部北播磨県民局の款中「県民生活室」を「県民交流室」に改め、同部中播磨県民局の款及び西播磨県民局の款を次のように改める。

中播磨県民センター	県民交流室	交流観光参事
	姫路土木事務所	まちづくり参事
西播磨県民局	県民交流室	元気づくり参事 環境参事

別表県民局の室及び事務所に置く参事の部但馬県民局の款地域政策室の項中「ジオパーク参事」

を

「県民協働参事  
ジオパーク参事」

に改め、同部丹波県民局の款中

「

丹波土木事務所	まちづくり参事
---------	---------

を

「

県民交流室	大丹波連携参事
丹波土木事務所	まちづくり参事

に改め、同部淡路県民局の款県民生活室の項を次のように改める。

県民交流室	未来島参事 環境参事
-------	---------------

別表地方機関に置く参事の部中「地方機関に」を「県民局及び県民センター以外の地方機関に」に改める。

附 則

この告示は、平成26年 4月 1日から施行する。